

平成17年第3回(12月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成17年12月13日(火曜日)

議事日程 第1号

平成17年12月13日(火曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長諸報告
- 日程第 4 請願・陳情文書表
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めることについて
- 日程第 6 議案第32号 みなかみ町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第33号 みなかみ町行財政改革調査会設置条例の制定について
- 日程第 8 議案第34号 みなかみ町給与生活者住宅建設資金利子補給条例を廃止する条例について
- 日程第 9 議案第35号 みなかみ町立保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第36号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第11 議案第37号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
- 日程第12 議案第38号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計補正予算(第1号)について
- 議案第39号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◆出席議員（44人）

- | | | |
|--------------------------|-------------|-------------|
| <input type="checkbox"/> | 1番■島崎栄一君△ | 2番▲鈴木俊夫君 |
| <input type="checkbox"/> | 3番■高橋市郎君△ | 4番▲牧繪敏彦君 |
| <input type="checkbox"/> | 5番■久保秀雄君△ | 6番▲林喜一君 |
| <input type="checkbox"/> | 7番■小野章一君△ | 8番▲中村正君 |
| <input type="checkbox"/> | 9番■安達澄君△ | 10番▲鈴木幸久君 |
| <input type="checkbox"/> | 11番■河合幸雄君△ | 13番▲森下直君 |
| <input type="checkbox"/> | 14番■中里英夫君△ | 15番▲松井田均三郎君 |
| <input type="checkbox"/> | 16番■原澤好治君△ | 17番▲根津公安君 |
| <input type="checkbox"/> | 18番■速水一浩君△ | 19番▲馬場春夫君 |
| <input type="checkbox"/> | 20番■山岸勝君△ | 21番▲本多秀二君 |
| <input type="checkbox"/> | 22番■今井肇君△ | 23番▲傳田創司君 |
| <input type="checkbox"/> | 24番■石田武男君△ | 25番▲松井秀明君 |
| <input type="checkbox"/> | 26番■番場正吉君△ | 27番▲西田美江君 |
| <input type="checkbox"/> | 28番■小野登美司君△ | 29番▲富澤豊君 |
| <input type="checkbox"/> | 30番■林多加志君△ | 31番▲林由紀男君 |
| <input type="checkbox"/> | 32番■竹内慎吉君△ | 33番▲持谷順一郎君 |
| <input type="checkbox"/> | 34番■木村光一君△ | 35番▲生方昭一君 |
| <input type="checkbox"/> | 36番■高橋忠夫君△ | 37番▲神保啓光君 |
| <input type="checkbox"/> | 38番■戸田宣男君△ | 39番▲倉澤長男君 |
| <input type="checkbox"/> | 40番■小崎洋一郎君△ | 41番▲高橋光夫君 |
| <input type="checkbox"/> | 42番■大坪進君△ | 43番▲眞庭幸男君 |
| <input type="checkbox"/> | 45番■阿部源三君△ | 46番▲増田宗利君 |

◆欠席議員 なし

◆会議録署名議員

- | | | |
|--------------------------|-----------|------------|
| <input type="checkbox"/> | 5番■久保秀雄君△ | 28番▲小野登美司君 |
|--------------------------|-----------|------------|
-

◆職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

- | | | |
|--------------------------|-------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 議会事務局長■矢野義夫 | △議事係長▲内田保 |
| <input type="checkbox"/> | 書記■澤浦厚子 | △書記▲深代和恵 |
-

◆説明のため出席した者

- | | | |
|--------------------------|-----------|----------|
| <input type="checkbox"/> | 町長■鈴木和雄君△ | 助役▲腰越孝夫君 |
|--------------------------|-----------|----------|

- 収入役■大川浩一君△総務課長▲真庭幸雄君
- 水上支所長■阿部正一君△新治支所長▲石坂一美君
- 財政課長■木村一夫君△地域振興課長▲林昭君
- 税務課長■林文博君△保健福祉課長▲原澤和己君
- 環境課長■阿部正君△農政課長▲阿部行雄君
- 商工観光課長■阿部一司君△建設課長▲鈴木初夫君
- 上下水道課長■青山実君△教育長▲登坂義衛君
- 学校教育課長■小泉行夫君△生涯学習課長▲宮下達男君

開 会

午前10時開会

議 長（増田宗利君） おはようございます。本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は43名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより平成17年第3回（12月）みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長あいさつ

議 長（増田宗利君） 本定例会に際し、町長よりあいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

師走に入りまして何かとご多用中の中、議員各位には、本日12月定例会が招集されましたところ早速ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。心より感謝を申し上げます。また、先日の臨時会におきまして、新生みなかみ町のスタートに当たりまして助役、収入役をはじめとする各行政委員の選任同意等々のご決定をいただきました。執行部体制を整備することができましたことに、厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いいたします議案は、人権擁護委員の推せんにかかわる諮問1件、条例関連議案4件、群馬県市町村総合事務組合等の一部事務組合の規約改正の議案2件、補正予算議案2件、合わせて9件のご審議をお願いすることになっております。特に条例関係の案件におきまして、行財政改革調査会の設置条例案を提案させていただきますが、厳しい行財政状況の中でありまして、直面する財政危機に対処し、町民の期待と信頼に応えられる町政運営を推進するためには、計画的な行財政改革が必須であります。このため調査会を設置し、町政全般にわたり調査研究をしていただき、町政に対する意見を伺いたいと思っております。

各議案の内容につきましてはそれぞれ後ほどご説明をさせていただきますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

三役あいさつ

議 長（増田宗利君） 先日の臨時会において選任されました三役よりあいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

まず初めに、助役腰越孝夫君。

(助役 腰越孝夫君登壇)

助 役 (腰越孝夫君) 皆さん、おはようございます。助役という仕事を務めさせていただくに当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

先ほどお話がございましたように、さきの臨時議会におきまして助役選任同意の議決を得て、当日、鈴木町長より助役選任の命を受けたわけでございます。お見受けどおり浅学非才でございます。どうか議会の皆様方並びに町民の皆様方の絶大なるご理解とご指導のもとに、その任を全うしてまいる所存でございますので、旧に倍しますご鞭撻を賜りますように心からお願いを申し上げ、甚だ簡単ではございますけれども、助役就任に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 (増田宗利君) 次に、収入役大川浩一君。

(収入役 大川浩一君登壇)

収 入 役 (大川浩一君) 皆さん、おはようございます。皆様には大変お世話になりまして、本当にありがとうございます。半月ほど前まで、私も1年生議員として皆様にご指導をいただいた身でもございます。できることならば、任期満了の日までそっと置いてほしかったと思います。目の前に見える、私に与えられましたあの議席が、今なお未練も残ります。皆様にご指導をいただきました日々の数々の思い出が、走馬灯のように目頭をかすめてまいります。浮かんでは消え、消えては浮かび上がってまいります。万感胸に込み上げてまいります。私も再三にわたりましてご辞退申し上げてまいりましたが、事情やむなく、自分の非才の身も省みず、お受けの方向で身をゆだねた次第でございます。

過日の臨時会におきましては、大先輩の議員からこんな私に身に余る賛辞の討論をいただきまして、ただただ頭を下げるばかりでございます。また、大勢の議員皆様方には、心からなる優しいご配慮をいただきましてご同意をいただきましたことに、この場をお借りしまして、心から御礼と深く感謝を申し上げる次第でございます。

皆様ご存じのとおり、私はしがない農家のおやじでございまして、行政には全くの素人でございます。これから町長配下のもとに、何の力もございませんが行政の改革、すなわち財政の建て直しに向け、またすばらしい夢のあるまちづくりに皆様のお知恵を拝借しながら、微力ではございますが精いっぱい努力をさせていただき覚悟でございます。今後とも皆様のさらなるご指導とご協力をいただきまして、精いっぱいこの職を務めさせていただき決意を新たにいたしまして、就任のあいさつといたします。よろしく願いいたします。

議 長 (増田宗利君) 次に、教育長登坂義衛君。

(教育長 登坂義衛君登壇)

教 育 長（登坂義衛君） おはようございます。２５日の臨時会におきまして皆様に認めていただきまして、大変ありがとうございました。２８日に教育委員会を開きまして、私が教育長に互選されました。

教育の仕事は、まず第一に学校教育でしっかりといい子供を育てること、もう一つは地域の生涯学習の充実、発展に努めることと思っております。お世話になるからには誠意を持って尽くしたいと思っております。よろしく申し上げます。

開 議

議 長（増田宗利君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第１号のとおり議事を進めます。

日程第１ 会議録署名議員の指名

議 長（増田宗利君） 日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により議長において指名いたします。

５ 番 久 保 秀 雄 君

２ ８ 番 小 野 登 美 司 君

日程第２ 会期の決定

議 長（増田宗利君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日から１２月２２日までの１０日間としたい考えであります。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から１２月２２日までの１０日間と決定いたしました。

日程第３ 議長諸報告

議 長（増田宗利君） 日程第３、議長諸報告を行います。

まず、高倉健議員より１２月８日付で提出された議員辞職願を同日付で、これを許可いたしましたので報告いたします。

次に、平成１７年１１月１４日、東京NHKホールで地方分権改革総決起大会が、全国各地から知事、市町村長、地方議会議長、議員など地方自治関係者が参集し、開催されました。当日は鈴木政二内閣官房副長官、内閣総理大臣代理竹中平蔵総務大臣、武部勤自由民主党幹事長及び井上義久公明党政務調査会長をご来賓としてお招きし、ご祝辞をいただ

いたほか多数の国会議員の先生にご臨席いただきました。大会は、地方6団体を代表して全国知事会会長があいさつを行った後、全国都道府県議会議長会会長を議長に選任し、進行了しました。議事は、川股博全国町村議会議長会会長が、9月に衆参両院の全議員を対象に実施した地方分権改革の推進に関する調査の結果報告を行った後、全国市長会会長が決意表明を行い、真の地方分権を確立するための三位一体改革の実現に向けて強力な運動を展開することを誓うとともに、厚生労働省が提案している生活保護費等の負担率引き下げによる補助金削減案に断固反対する生活保護等の地方への負担転嫁に反対する特別決議を提案しました。続いて、全国町村会会長が三位一体改革の推進に関する緊急決議について提案説明を行い、これら2本の決議については満場一致で決定し、直ちに政府・国会関係者に対して実行運動を行うこととなり、総決起大会は盛会裏のうちに終了しました。

次に、平成17年11月24日、東京NHKホールにおいて全国1,395町村議会の議長など関係者約2,300人が出席する中、「分権型社会の創造を目指して」をメインテーマに、第49回町村議会議長全国大会を開催しました。大会は、川股博会長があいさつに立ち、「我々は国に対し、地方の声を真摯に受け止め、三位一体の改革が地方にとって本当の意味で実のある改革となるよう粘り強く要望していきたい。」と訴えました。続いて、青野副会長が「我々議会人は、我が国、民主主義の礎として農山漁村が果たしている多くの公益的機能が正当に評価されるよう、広く国民に訴えてゆかねばならない。真の分権型社会を創造するため全力で邁進していく。」と決意を込めて宣言を朗読しました。来賓紹介へ移り、公務極めてご多忙の中ご臨席された小泉純一郎内閣総理大臣をはじめ河野洋平衆議院議長、扇千景参議院議長、竹中平蔵総務大臣、全国町村会会長、全国市議会議長会副会長からそれぞれ祝辞が述べられ、その後議事に入り、要望事項25件、北海道地区外8地区の要望9件について、満場一致でこれを採択しました。引き続き、町村議会議長の総意を結集し、当面する重要問題の解決を図るため副会長が決議案を、理事が特別決議案2件を朗読提案し、満場一致で採択しました。続いて、実行運動方法を決定し、すべての議事を終わり、副会長が閉会の言葉を述べ、大会は盛会裏に終了しました。

これにて、議長諸報告を終了いたします。

日程第4 請願・陳情文書表

議長（増田宗利君） 日程第4、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理しました請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおりであります。

事務局に請願・陳情文書表の朗読をいたさせます。

係長。

(係長朗読)

平成17年第3回(12月)みなかみ町議会定例会

請願文書表

番号	請願件名	請願人及び紹介議員	受理年月日
	請願趣旨		付託委員会
	桃野小学校体育館老朽化に伴う 新築を要望する請願書	みなかみ町月夜野537-2 みなかみ町立桃野小学校 PTA会長 木村孝弘 紹介議員 倉澤長男 林由紀男 石田武男 根津公安 原澤好治 高橋市郎	平成17.12.6 総務文教 常任委員会

請
願

【請願趣旨】

桃野小学校の体育館(講堂)は、昭和36年12月の竣工以来44年が過ぎ、著しく老朽化が進み、各所に危険箇所が散見される状態です。特に雨漏りはひどく劣悪であり、雨天時には床に水がたまり、本来雨の日は体育館で行うべき授業が実施できない状況となっており、子供たちにとってゆゆしきことでもあります。

1 建物としての耐震も甚だ心細いものであり、授業中に大地震が起こった場合、大惨事は免れません。また、学校施設は災害時の避難場所としての役割もあり、このような施設ではかえって危険な施設となってしまいます。耐震診断も、古い施設で行っていないとのことですが、全く逆の話で、危険箇所は直ちに何らかの手だてが必要です。

本校は、平成19年度に桃野小学校創立100周年を迎えます。ぜひとも新体育館の竣工祝いも同時に挙行できますよう希望します。

【請願事項】

1. 耐震耐久診断を行い、危険箇所等を直ちに修理すること。
2. 速やかに新体育館の新築に着工すること。
3. 桃野小学校創立100周年記念事業に協力すること。

以上、請願いたしますが、学校は子供たちの夢と希望を育む大切な場所であります。ぜひともご高配を賜り、学校環境の整備を最優先課題として取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

平成17年第3回（12月）みなかみ町議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	請 願 件 名 請 願 趣 旨	請 願 人 及 び 紹 介 議 員	受 理 年 月 日 付 託 委 員 会
	全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める 請願書	前橋市桶越町183-4 全日本年金者組合 群馬県本部執行委員長 小野寺慶吾 外1名 紹介議員 大坪 進 小崎 洋一郎	平成 17.11.8 厚 生 常任委員会

【請願趣旨】

平成16年の年金制度改定は、保険料の引き上げ年金給付の引き下げを強いるだけで、無年金・低年金者への生活保障の手当はされませんでした。

年金制度は、高齢者の生活を支える社会保障制度です。この制度は、憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」もので、すべての国民に認められている重要な権利の一つであり、国の義務でもあります。

現在、60万人を超える無年金者が放置され、国民年金だけの900万人は平均月額4万5,000円で生活を余儀なくされています。一方、労働者・勤労者の失業者は増え続け、若者の約半数が非正規雇用で国民年金保険料の払えない人が増加し、平成15年度保険料納付率は63.4%に落ち込んでいます。

請 年金制度の空洞化は、放置すればますます深刻な事態になるのは明らかです。このような状況に対し、国連社会権規約委員会が日本政府に勧告を出し、早急に最低保障年金制度創設を求めたのが2001年（平成13年）です。国内でも、今年7月、指定都市市長会（14願の大都市）が「生活保護制度の抜本改革にむけての提案」を発表し、その中で「高齢者に対する生活保障制度の創設」を提案しました。無拠出で一定年齢に達したら受給できる最低年金制度を創設することが必要だとしているのです。介護保険法改正により負担の増大が行われ、利用の制限も進められようとしています。また、医療費自己負担増も予定され、国民の生活はますます困難になってきます。ことに高齢者への影響は深刻です。

私たち全日本年金者組合は、高齢者の豊かで生きがいのある生活を求めて活動しています。2 組合をつくって17年間、全額国庫負担による最低保障年金制度の創設を国に求めて活動しています。すでに全国に自治体の45%を超える1,110地方議会（05.10.14現在）が、政府に意見書を提出しています。

号 以上の趣旨をご理解され、下記の請願項目に沿った意見書を国に提出してください。

【請願事項】

全額国庫負担による最低保障年金制度を創設し、高齢者が安心して暮らせるようにしてください。

平成17年第3回(12月)みなかみ町議会定例会

陳情文書表

番 号	陳情件名 陳情趣旨	陳情人及び紹介議員	受理年月日 付託委員会
	出資法の上限金利の引き下げを 求める陳情について	桐生市相生町2-371-1 桐生ひまわりの会 会長 伏島 一也	平成17.12.1 産業観光 常任委員会

【陳情趣旨】

今日、破産申立件数は、平成14年に20万件を突破して以来、平成15年24万件、平成16年21万件と依然として高い水準にあります。サラ金・クレジット・商工ローンなどで多額の債務を負い、返済困難に陥った多重債務者や中小零細事業者が主で、リストラ・倒産による失業や収入減・生活苦・低所得などを理由とする「不況型」「生活苦型」自己破産が大半を占めています。警察庁の統計によれば、平成15年度の経済的理由による自殺者は8,897人にもものぼり、さらにこの多重債務問題が、ホームレス、離婚、配偶者間暴力、児童虐待、犯罪などの被害を引き起こす要因になっているケースも多く、深刻な社会問題であります。

現在、出資法は、原則として年29.2%を超える利息の徴収に対して刑事罰を科しておりますが、利息制限法の制限利率(15~20%)と出資法の刑事罰対象利率との間にはざまができてしまっています。このような、民事上無効だが刑事罰の対象にならないというあいまいな領域(グレーゾーン)があるために、多くの貸金業者が利益のためにグレーゾーン内の利率で貸し付けるという実態を生み出し、本来払わなくていい利息を払うことにより、多重債務に陥る主な原因となっています。この出資法の上限金利については、平成15年7月、ヤミ金融対策法(貸金業規制法及び出資法の一部改正)制定の際、同法施行後3年を目途に見直すこととされ、その時期は平成19年1月とされています。すなわち、平成18年の国会でこの問題が取り上げられることとなり、法改正に向けて本年は極めて重要な時期に当たります。リストラ・倒産による失業や収入減等の厳しい経済情勢の中であえぐ一般市民が安心して生活できる消費者信用市場の構築と多重債務問題の抜本的解決のためには、出資法の上限金利を、少なくとも利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要です。

以上により、出資法の上限金利の引き下げを求め、貴議会が国会及び政府に対して意見書の提出を求める陳情を行う次第です。なお、以上の趣旨に基づき、過去、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会において、出資法の上限金利の引き下げ等を求める総会決議等がなされていることを申し添えます。

【陳情事項】

国会及び政府に対し、速やかに出資法の上限金利を利息制限法の制限利息まで引き下げを求める意見書を提出すること。

議 長（増田宗利君） 以上、朗読のとおり所管の委員会に付託しますので、報告いたします。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めることについて

議 長（増田宗利君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。

係長。

（係長朗読）

議 長（増田宗利君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 諮問第1号についてご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として、昭和47年9月より15期にわたりご活躍をいただいております湯原985番地の堪山泰学氏が平成18年6月30日に任期満了となりますので、前橋地方法務局長から後任委員の候補の推せん依頼が来ております。つきましては、人格・識見に優れ、献身的に委員活動をされ、県連会長並びに沼田地区会長の要職を務め、指導者としてご活躍をいただいております堪山泰学氏を再推せんいたしたく、人権擁護委員法第6条3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。よろしくご審査を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（増田宗利君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより諮問第1号について質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ありませんので、これにて諮問第1号についての質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

まず、諮問第1号に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ありませんので、これにて諮問第1号の討論を終結いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めることについては原案のとおり決しました。

日程第6 議案第32号 みなかみ町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議長(増田宗利君) 日程第6、議案第32号 みなかみ町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。

係長。

(係長朗読)

議長(増田宗利君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第32号についてご説明申し上げます。

地方自治法の改正により、長期間にわたり継続して機械器具などを使用貸借する場合には、その対象について条例で定めることが必要とされました。近年、情報教育のために小・中学校のパソコンリースや公用車のリース契約など長期間にわたって使用貸借契約を締結するケースが増えております。したがって、このような契約を締結することができるよう条例を定めるものであります。なお、最長契約期間は5年と定めております。よろしくご審査の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（増田宗利君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第32号について質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第32号についての質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

まず、議案第32号に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第32号の討論を終結いたします。

議案第32号 みなかみ町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号 みなかみ町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第33号 みなかみ町行財政改革調査委員会設置条例の制定について

議長（増田宗利君） 日程第7、議案第33号 みなかみ町行財政改革調査委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。

係長。

（係長朗読）

議長（増田宗利君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第33号についてご説明申し上げます。

現在の本町の財政状況は、平成18年度予算編成を考えるとに経常経費で約3億円の歳入不足という極めて厳しい状況にあり、これからは計画的に機構改革と職員数の削減などに努め、本町の規模に見合った実際の構築が肝要であります。厳しい財政状況を克服し、地方分権に対応した足腰の強い財政基盤を確立し、自主自立できるこれからのまちづくり

を進めていかなければなりません。このためには小手先だけの改革ではなく、行財政運営の抜本的な改革が急務であります。

つきましては、町長の諮問機関として有識者3人からなる行財政改革調査会を設置し、財政課を担当課とし、専門に事務局職員を置き、この調査会の意見を中心に行財政改革に取り組んでまいりたいと考えており、地方自治法の規定により行財政改革調査会の諸規定を定めた設置条例を制定するものであります。よろしくご審査の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（増田宗利君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第33号について質疑に入ります。質疑はございませんか。

42番大坪進君。

（42番 大坪 進君登壇）

42番（大坪 進君） それでは、質問させていただきます。

行財政改革推進に関する事項についてですが、調査審議答申をするというふうにあるわけですが、先ほど説明がありましたけれども、具体的にどのような内容を諮問されるのか、もう少し具体的にご説明をいただければというふうに思います。

それと、調査会の委員ですけれども、3人で組織するというふうにあります。なぜ3人なのか。行財政改革という重要な問題を判断するその機関であるわけでありますから、学校統合の建設の問題等を見ても30人、40人という構成の中で組織がつけられているわけであります。そういう点で、3人というのはあまりにも少ないというふうに思います。

それと、行財政という重要な方向性を決定する組織であるということを考えれば、公募による選考等も必要ではないかというふうに思うのですが、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） お答えいたします。

この内容につきましては先ほども申し上げましたように、機構改革、そしてまたそれを中心として、今を取り巻くこの財政の状況等をつぶさに精査をしていただきまして、その実態の把握をしていただくと同時に、これに対する対策等につきまして率直に諮問という形でいただきたい、このように考えております。

それから、有識者3名のことについてですけれども、この関係につきましては、調査会で精査をし、それに対する対策等について答申をいただくわけですが、その答申を受けて、さらにはまたこの答申等については議会の方にもお示しをするようになると思います。したがって、我々の行政と議会という中でさらなる詰め等については

最終決定をしていくわけでありますので、3名ぐらいでよろしいのではないのかというふうに考えています。しかし、別に3名にこだわるわけではありませんので、この有識者の方々が、3名では足りないから4名、5名にしてほしいということになれば、また議会にお諮りをして条例を改正していきたい、このように考えております。

それから、3番目の公募についてですが、公募でなくて、有識者という方をお願いをしたいというふうに思っております。この条例を決定していただきましたならば、この会期末にまずは3名の方のご了解をとりまして、議会にお示しをしたいというふうに考えております。公募という考え方は持っておりません。

議長（増田宗利君） 42番大坪進君。

（42番 大坪 進君登壇）

42番（大坪 進君） それでは、再質問させていただきます。

公募についてですけれども、やはり幅広く住民の意見を尊重するというのであれば、当然町長の息のかかった人間ではなくて、幅広い意見を取り入れる中で検討されるということが望ましいというふうに思います。町長の息のかかった委員ということになりますと、ともするとガス抜きの委員会、何の意味もなさないような委員になってしまうのではないのかというふうに思うのですけれども、ぜひ公募の採用をする中で委員会の構成をすべきだというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 大坪議員が言われますようにガス抜きとか、今、この町はそういう状態ではないですよ、この急場を救うためにどうするか、今、真剣に考えていますよ。したがって、現状を厳しく見ていただいて、それに対してやはり高い次元から、このような改革をしなかったらこの町はだめになるというぐらいの姿勢の中で答申を求めていきたいというように私は考えています。

そしてまた、その出た結論は、私自身がやるわけではありません。要するに町民の代表である町議会の皆さん方と協議して方向を決めていくことは当然でありますから、大坪議員が言われるようにガス抜きとか、そういう次元で考えてほしくない、私はそのように思います。

議長（増田宗利君） 42番大坪進君。

（42番 大坪 進君登壇）

42番（大坪 進君） やはりいろいろな意見があるわけですよ、だから、そういう点では、幅広い層の意見を取り入れることがまちづくりには大変重要だと私は思うのです。そういう意味で、やはり意欲のある方を公募によって推せんされるということが大変大事なことでは

ないかと思えます。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） もちろん広く町民の方々には参加していただくこと、ご意見をいただきましたということは、これは当然であります。この改革につきましては、要するに行財政改革委員会というものを、課長を中心に庁内でつくっております。したがって、行政マンとして、行政という中で、今ある組織の中で改革ができるものについてはより積極的に改革の方向を示すようにということでこの調査委員会にもお願いをして、現在、取り組んでおります。しかし、それでもなおかつできないものが多々あります。もっと高い次元で改革をしなければ、今のこの急場を乗り切れないという問題が多々あるわけでありますから、そういうことについてを中心として、高い次元から調査会でこれを精査してご審議を願って、その方向を示してもらいたいというのが私の考え方であります。そして、そのことを議会にお諮りするわけですから、議会は町民の代表ですよ、まさに広く意見を求めて、会議を起し、そしてその方向を決めていく、そういう一つの関係にあるわけですから、率直に出た結論等については議会にお示しをして、議論もし、討論もし、その方向を決めていくように努力をしていきたい、これが一番民主的な方法ではないでしょうか、私はそう思っています。

議長（増田宗利君） 質疑はございませんか。

9番安達澄君。

（9番 安達 澄君登壇）

9番（安達 澄君） 先ほどの大坪議員の内容と多少重なる面もあるので、回答に関してはわかっている部分もありますが意見を述べさせていただきます。

やはりこの委員会ということで、自立した会ということなののでしょうか。そうすると、私が疑問に思ったのは、その調査委員会の構成というのが、行政側からも何人か出て、そしてそこにこの調査委員会の3名が加わって審議していくのではなくて、この調査委員会という全く独立した3人で構成して、行政の改革に対して調査をするということなのだとすると、私はこの3人というメンバーは少ないと思います。

それから、もう一つ伺いたいのは、この方たちには給与というか、幾らかの報酬が支払われるのかということも伺いたい、もしそういうことで、財政的な問題もないのであれば、ここにも「調査会は委員長が招集し、3人の出席がなければならない。」とか「委員の過半数で決して」と書いてあるのですけれども、3人という人数は、過半数という言葉が非常に難しい、3人というのは形式の上でも非常に限定されるということで、私は3人という人数に対しては疑問を感じます、その点についてお答えいただければと思います。

議長（増田宗利君） 総務課長。

（総務課長 真庭幸雄君登壇）

総務課長（真庭幸雄君） ただいまの質疑にお答えいたします。

3人というのは少ないという関係でございますけれども、通常の行政委員会につきましては前回の臨時会で同意をいただきました。例えば公平委員も3人でございますし、固定資産評価審査委員も3人でございます。教育委員は5人おりますけれども、通常の行政委員会も3人なり5人の範囲内で構成されております。この調査会は町長の諮問機関でありますから、ここで決定されたものが即実行されるというものではありません。先ほど町長の方からお話し申し上げているように、当局、そして議会の皆さんと、ここで答申を受けたものをまたご相談をさせていただいて、皆さんの了解のもとにまた実施していくということになるかと思っておりますので、別に3人でもよろしいのではないのかというふうには考えております。

それと、報酬の関係でございます。これは非常勤の条例で定めておりますから、非常勤の特別職ということになります。したがって、条例の規定によりまして、1日出てこれられば8,600円だったと思っております。半日であればその半額の4,300円を支給するということになるかと思っております。

議長（増田宗利君） 9番安達澄君。

（9番 安達 澄君登壇）

9番（安達 澄君） それで、物事というのは常識的に考えて、3人でこれだけの町村の財政に関して思考し判断するということに対して、私は疑問を感じるのですが。3人という要素というのは非常に的確性を欠くのではないのかと思うのですけれども、その点はどのようにか。

議長（増田宗利君） 総務課長。

（総務課長 真庭幸雄君登壇）

総務課長（真庭幸雄君） 先ほどからお話し申し上げているように、教育行政も、教育長を含めて5人の教育委員で教育行政は進められているわけです。公平委員も固定資産評価委員も3人で、これは行政委員会としてちゃんとした法律の中での機関でありますけれども、それも3人で進められているわけです、これは決定権がある行政委員会です。ただ、この調査会は先ほどから言っているように諮問機関ですから、この調査会で出たものを町長が議員の皆さんなり、そういった方たちと相談をさせてもらって、それでいくわけですから、私は少ないとは思っておりません。必要であればまた、町長も先ほどの中でお話し申し上げているように増やすこともやぶさかではないということでございます。

議長（増田宗利君） 質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第33号についての質疑を集結いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第33号に対する反対討論の発言を許します。

42番大坪進君。

(42番 大坪 進君登壇)

42番(大坪 進君) 議案第33号 みなかみ町行財政改革調査委員会設置条例の制定に対しまして、反対の立場で討論したいと思います。

先ほど質疑でも行いましたが、まず調査委員会の人数ですけれども、3人というのはあまりにも少な過ぎます、やはり町の重要な行財政を審議するという機関であります。人数をやはりもっと多く採用して、広く住民の意見を聞く中で判断をされるべきだというふうに思います。

それと、公募についてなのですが、さまざまな意見を聞くという点では、やはり公募によって意欲のある方を委員として任命していただくことが大事だと思いますし、3名ということだと、ともすると町長の息のかかった人間を採用されるということになりますし、それで住民の意見を聞いたということになります。まさにガス抜きの委員会になりかねないということを見ますと、私はこの議案については賛同できません。

以上を申し上げまして反対討論といたします。

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第33号の討論を終結いたします。

議案第33号 みなかみ町行財政改革調査委員会設置条例の制定についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(増田宗利君) 起立多数であります。

よって、議案第33号 みなかみ町行財政改革調査委員会設置条例の制定については可決されました。

日程第8 議案第34号 みなかみ町給与生活者住宅建設資金利子補給条例を廃止する条例について

議長(増田宗利君) 日程第8、議案第34号 みなかみ町給与生活者住宅建設資金利子補給条例を廃止する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。

係長。

(係長朗読)

議長 (増田宗利君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長 (鈴木和雄君) 議案第34号についてご説明申し上げます。

給与生活勤労者の住宅建設において、旧月夜野町では利子補給制度を、旧水上町及び旧新治村では建設資金融資制度を設け住宅建設の促進を図ってきましたが、合併協議においてこの制度にあっては建設資金融資制度で統一されたことに伴い、旧月夜野町で実施していた利子補給制度の条例を廃止するものであります。ただし、この利子補給制度の利子補給の交付期間が交付開始から3年間の受給規定があることから、既に交付決定されている平成15年度から平成17年度の利子補給対象者にあっては、条例廃止後もそれぞれの残りの期間について支給を受けられる規定を経過措置で残すことになります。

よろしくご審査の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 (増田宗利君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第34号について質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (増田宗利君) ありませんので、これにて議案第34号についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第34号に対する反対討論の発言を許します。

41番高橋光夫君。

(41番 高橋光夫君登壇)

41番 (高橋光夫君) 議案第34号 みなかみ町給与生活者住宅建設資金利子補給条例を廃止する条例について、反対討論を行います。

ただいまみなかみ町給与生活者住宅建設資金利子補給条例を廃止する条例が上程されました。この条例は、合併前の月夜野町が給与生活者の生活の安定、福祉の向上、そして町の人口増進を図ることを目的として制定したもので、長い間、目的に沿った運用が行われており、関係者から歓迎される施策として存在をしておりました。この条例は、合併後の第1回臨時議会において新町みなかみ町の条例として専決処分報告が行われ、承認をされました。その際、内容に適用区域は旧月夜野町に限るという限定がつけられました。これは、旧水上町・旧新治村に同様の条例がなかったことによるもので、廃止を前提に取り扱われてきたものと思われまます。この条例は、税金を住民に還元する適切な制度と考えます。

廃止ではなく、みなかみ町全域を対象にするという内容改正こそ私は求めるものであります。

以上の理由から、また基本的住民サービス切り捨てを容認できない、そういう立場から条例廃止には賛成できません。反対を表明いたしまして、討論を終わります。

議長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第34号の討論を終結いたします。

議案第34号 みなかみ町給与生活者住宅建設資金利子補給条例を廃止する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（増田宗利君） 起立多数です。

よって、議案第34号 みなかみ町給与生活者住宅建設資金利子補給条例を廃止する条例については可決されました。

日程第9 議案第35号 みなかみ町立保育園条例の一部を改正する条例について

議長（増田宗利君） 日程第9、議案第35号 みなかみ町立保育園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。

係長。

（係長朗読）

議長（増田宗利君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第35号についてご説明申し上げます。

内容につきましては、旧新治村保育所の移転工事が行われておりましたが、年内に完成する予定であります。この移転については、保育所施設の老朽化が進み環境等が思わしくなく、以前より保護者等より移転要望をいただいております。平成17年度当初より移転計画について協議検討しておりましたが、内容等が具体的になりまして、旧新治幼稚園須川分園に並べて計画し、施設増築工事を行っております。年内に完成し1月より移転し、新治保育園として開園し、所在地を須川774番地の1に変更するものであります。

以上が提案理由であります。よろしくご審査の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（増田宗利君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第35号について質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第35号についての質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

まず、議案第35号に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第35号の討論を終結いたします。

議案第35号 みなかみ町立保育園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号 みなかみ町立保育園条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第36号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

日程第11 議案第37号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について

議長（増田宗利君） 日程第10、議案第36号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、日程第11、議案第37号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について、以上2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。

係長。

（係長朗読）

議長（増田宗利君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第36号・37号について、一括して提案理由の説明申し上げます。

まず、議案第36号の協議については、来年1月1日から3月27日までの間に、県内

7つの地区において市町村合併が行われます。これらの市町村合併に伴い、組合を構成している市町村及び一部事務組合等の名称について組合規約の改正を行うものが主なものがあります。

初めに、第1条において、平成18年1月1日に藤岡市と鬼石町の配置分合により、鬼石町が藤岡市に編入されるため、第2条においては、平成18年1月23日から高崎市、倉渕村、箕郷町、群馬町及び新町の配置分合により、倉渕村、箕郷町、群馬町及び新町が高崎市に編入されるため、第3条においては、平成18年2月20日から渋川市、北橋村、赤城村、子持村、小野上村及び伊香保町の配置分合によって、その区域をもって渋川市が設置されるため、第4条においては、平成18年3月18日から安中市及び松井田町の配置分合によって、その区域をもって安中市が設置されるため、第5条においては、平成18年3月27日から勢多郡東村、笠懸町及び大間々町の配置分合により、その区域をもってみどり市が設置され、また同日から富岡市及び妙義町の配置分合により、その区域をもって富岡市が設置され、さらに同日、吾妻郡東村及び吾妻町の配置分合により、その区域をもって東吾妻町が設置されるため等々の理由により、組合規約で組織団体に定めている別表1及び共同処理する事務並びに処理する団体を規定している第2表を改正するものがあります。

次に、議案第37号については、平成10月1日から水上町、月夜野町及び新治村が廃され、この区域をもってみなかみ町が設置されたことに伴い、規約中、組合を組織する構成市町村をおさめている別表1を、また組合議会の議員の選挙区及び選挙区の区域を定めている別表2を改正するものであります。

群馬県市町村総合事務組合及び群馬県市町村会館管理組合からそれぞれ協議がありましたので、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審査の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（増田宗利君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第36号・議案第37号について一括して質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第36号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第36号の討論を終結いたします。

議案第36号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については原案のとおり可決されました。

続いて、議案第37号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第37号の討論を終結いたします。

議案第37号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議については原案のとおり可決されました。

議長(増田宗利君) この際、休憩いたします。11時15分より再開いたします。

午前11時4分休憩

午前11時17分再開

議長(増田宗利君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第38号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計補正予算(第1号)について

議案第39号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

議長(増田宗利君) 日程第12、議案第38号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計補正予算(第1号)について、議案第39号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町介

護保険特別会計補正予算（第1号）について、以上2件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。

係長。

（係長朗読）

議長（増田宗利君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第38号・39号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議案第38号について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,140万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億5,360万4,000円とするものであります。

歳入は、分担金及び負担金5万1,000円、使用料及び手数料293万5,000円、国庫支出金8万円、県支出金207万7,000円、基金繰入金7,626万1,000円であります。

歳出の主なものは、1款議会費で職員手当として53万3,000円、2款総務費で職員の退職に伴う退職手当負担金として1,286万円と議場の議席の購入費130万円と宝川入り口線バス運行補助金166万円であります。3款民生費で、合併により老人に対する紙おむつ給付補助金の給付対象者が拡大したことによる80万円の補正であります。

4款衛生費で、水上地区にあります町有墓地永代使用料の返還金24万円とアメニティパークの灯油代51万3,000円であります。6款農林水産業費で、中山間地域等直接支払制度交付金273万8,000円、県営中島地区土地改良負担金600万円は竹改戸地区のため池改修工事に対するものであり、田園空間整備事業による猿ヶ京地区遊歩道工事費200万円であります。7款商工費で、月夜野水上新治商工会が共同で実施する中小企業支援事業に対する補助金175万円と水上商工会補助金70万円、水上町旅館連絡協議会が作成した新町管内の観光地図補助金50万円等であります。8款土木費で、新巻地内の急傾斜地対策工事負担金51万円、町道戸倉平方木之根上野山線用地購入費147万円、道木排水路整備に伴う用地取得費94万1,000円及び立木補償40万円、町道修繕料150万円あります。9款消防費で、合併により異なる消防団活動服とアポロキャップ・ベルトを統一するための購入費1,011万5,000円あります。10款教育費では、新治統合小学校実施設計委託料3,700万円を計上いたしました。この財源は、旧新治村で積み立ててまいりました教育環境基金2億5,000万円の中から繰り出すものであります。中学校費で本予算に計上漏れの月夜野中学校パソコン及び複写機等の賃借料61

0万8,000円、カルチャーセンターのステージ幕の修繕料90万円であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審査の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第39号についてご説明申し上げます。

本補正予算は、平成17年度みなかみ町介護保険特別会計の総額8億5,615万円を変えずに、歳出費、6款1項1目第1号被保険者保険料還付金を72万円増額し、同じく歳出費、7款1項1目予備費を72万円減額補正するものであります。

よろしくご審査の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（増田宗利君） 以上で提案理由の説明が終了しました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第38号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計補正予算（第1号）について、質疑はございませんか。

1 番島崎栄一君。

（1 番 島崎栄一君登壇）

1 番（島崎栄一君） 補正予算の一般会計の方の教育費、委託料3,787万円について質問いたします。

先ほど鈴木町長が、平成18年度の予算を立てるのに約3億円の歳入不足になるという発言をしました。また、何とかしなければこの急場を乗り切れないということで、3人の委員を指名して、緊急に財政改革をしなければならないということを言われました。実際、現在のみなかみ町の財政は赤字体質で、このままでは基金をどんどん減らすこととなります。さらに最近のニュース等で小泉総理大臣の三位一体の改革ということがありますけれども、この中で地方交付税の削減がもう予定されています。新聞等を見ると「削減されるだろう」ということで書いてあります。何年か前に新治村でも2億円ですか、億単位で地方交付税が減って大変なことになりましたけれども、今回もそのレベルで減るとなる、5億円から10億円減らされるのではないかと思います。今でも3億円足りないというところさらに5億円、6億円、もしかしたら10億円が減らされた場合は、本当の緊急事態になります。そういう中で、設計委託料、実施設計といたしますけれども、統合小はできたけれども、財政再建団体になりましたということではいけないと思うのですよね。

聞きたいのは、この統合小学校をつくる資金計画、トータルで14億円かかって、頭金に何億円積み立ててあって、年々の支払いが幾らかかるからこれだけの予算を使いますという資金計画ですね、この資金計画があるのですか。もし資金計画がなくて実施設計のお金を払うとどういうことになるかという、お金を払って設計図はできました、けれども、実際建てる段階になったら先立つものがどうにもならないのでできませんでしたとい

うことで、結局この3,700万円が捨て銭になってしまいます。一般家庭の例で言うと、家を新築したいというときに住宅ローンのこととか頭金のこととか、その資金計画が大体2,000万円ぐらい何とかなるという目途・計画が立って、初めて設計屋さんに設計料を払って家を設計してもらうので、設計料を払って図面ができてからローンのことを銀行に言ったら、あなたの収入では足りませんからローンは立てられません、家は建ちませんというのでは、これはおかしいのですよね。ですから、このことでまず一番に聞きたいのは、実施設計をする前に、3,700万円を出費する前に、資金計画をちゃんと立てているのか、これを質問したいと思います。

2点目の質問ですけれども、もし新治地区の小学校が統合されると須川小学校、それから猿ヶ京小学校が廃校となると思います。そういったときに、地域の住民にとって小学校というのは大変重要な施設です。もしスクールバスが無料にならなければ、家庭の負担が出てくる話です。須川とか相俣、赤谷、それから東峰等を私はいろいろ回ってみたのですが、8割以上の方が小学校を残すべきだと言っています。須川学区・猿ヶ京学区で統合した方がいいということを力強く言う人はあまり見たことはありません。もしこの3,700万円を設計屋さんに払って図面はできました、統合したいのですけれどもということ、では須川学区・猿ヶ京学区へ行って、統合して、廃校してやりたいといったときに学区住民の合意がとれるのか、非常に心配します。だから、図面ができて、実際には住民はとてできない、それは勘弁してくれということで、統合小ができなければ結局はその設計料がムダになってしまうわけですね。これだけ財政危機が叫ばれている中で、今この支出するのは非常に早過ぎる、財政再建をしなければならぬという趣旨にはすごく反していると思います。

質問は2点です。1点目は統合小の資金計画はあるのか、2点目は廃校となる学区住民の合意はとれるのかという2点についてお聞きします、お願いします。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 最初の資金計画につきましては、これは担当課長の方から答弁いたさせます。

この関係については前々からもう話し合いをしております、この合併問題は今年でもう足かけ7年になります。そういう中で小学校の統合の検討委員会が組織されまして、昨年3月に須川・猿ヶ京・新巻小学校の統合はやむを得ないだろうという結論をいただいております。それを受けまして、統合計画建設委員会というものを昨年6月に設立をしまして、委員会としては、ではどこに統合小学校をつくったらいいだろうかということを検討してほしいということをお願いをしました。その協議の結果は今年3月に、新巻小学校に

統合するのがいいだろうという答申をいただいております。

引き続きまして、ではその小学校をどのような小学校にするのが一番いいだろうかということにつきまして、協議をさらに継続してもらいまして、この11月29日にそれに対する答申を、猿ヶ京小学校建設計画についての答申をいただきました。この関係につきましては、この議会会期中、15日に全員協議会をお願いいたしまして、その答申の内容等について全員協議会で議員の皆様方にお示しをして、またご意見を賜りたいというふうに思っているところであります。

経過からしまして、その資金計画については当然考えるのが当たり前でありまして、前々から言っておりますように、3校を統合して建設ができた場合には一般財源が5億円ほどかかる。そういう中で、また3校存続の話もあったわけでありましてけれども、3校存続になりますとやはり耐震の対策をとらなければならない学校もありますし、体育館をつくったりプールをつくったりしますと9億円以上の一般財源がかかるという数値が出ております。したがって、統合と統合しなかった場合には、そこに4億円という大きな差が出るわけでありまして、残念ながら、今、新治地区にありましては少子化が進んでおります。そういう中にありまして、少子化が進むに当たってはやはり少子化に対応した教育環境を整備していくことが大事であろうというふうに私は思っておりますし、そういう状況の中で、ムダなお金をかけて3校を無理して存続しても何ら意味がないというふうに私は思っております。財政上からも、やはり統合をするしかないという状況にあると思います。

そしてまた、この学校問題については何といたしても、やはり保護者並びに児童・生徒のことを考えるべきでありますし、保護者等の皆さん方におかれましては早期に小学校の統合をしてほしいという請願も出て、そしてまたこの請願も議会で採択をしたという経緯もあります。したがって、資金計画につきましてはこれから小泉課長の方から説明がありますけれども、資金計画等につきましてもしっかりと考える中で今日に至っているという状況であります。

当初は、平成18年度に本設計をして、建築を19年度から開始をしようという予定でございました。しかし、先ほども提案理由で申し上げましたように、基金につきましては2億5,000万円、これは当座一般財源として必要な基金を積み立ててきたわけでございますけれども、願わくばこの基金については何とか県に力を借りたいということで、前々からお願いをしてきた経緯があります。そこで、群馬県としては、来年度、何とか学校建築をするとするならば、これに対しての県としての協力もやぶさかではないという回答をいただいております。そういうことを考えますと、財政的等も考えますとやはり1年早くした方が財政的にもメリットがあるということから、今回のこの12月補正に本設計の

予算をお願いをいたしたというような次第でございます。

そしてまた、この問題につきましては、今、須川小学校・猿ヶ京小学校等の地区の問題が質問にもありましたけれども、やはり統合が実現した暁には須川小学校を幼稚園と保育園の、いうならば幼保一体の施設にしたいというふうに考えておりますし、猿ヶ京小学校につきましては、当初は生涯学習の施設等を考える中での活用ということを思っておりましたけれども、さらには自治体交流の中での活用も考えておりましたが、地元の皆さん方は、まだそれはしないしてほしい、地元としてもいろいろこの活用については考えたいからということでありますので、猿ヶ京の関係等についてはまだ検討には入っておりません。

しかし、この猿ヶ京学区、須川学区等のご意見がありましたけれども、私も昨年7月に5期目の村長選挙をしました。そのときの公約の一つに学校統合があります。そして、今回のみなかみ町長選挙に当たりまして、この学校問題が争点になったわけでありまして、幸いにも当選することができました。したがって、今までの経過等を踏まえる中で、やはり民意というものは猿ヶ京、そして須川の皆さん方の意見等の問題がありますけれども、その関係等については学校統合賛成の方向を示していただいたというふうに私自身は理解しておりまして、この問題をこれからも進めていきたいというふうに思っておるところであります。

議長（増田宗利君） 学校教育課長。

（学校教育課長 小泉行夫君登壇）

学校教育課長（小泉行夫君） ただいまのご質問の資金計画ですけれども、現在、計画を立てている段階ですけれども、今回の補正で3,700万円の基金取り崩しをいただいて、実施設計を行いたいという3,700万円が今年度17年度の補正でお願いできたらということで上程させていただいておりますし、18・19・20年ということで計画をしております。現在、補助金等の関係で研究協議をしている中なのですけれども、あくまでもこれは概算の数値ですけれども、先ほど町長の方から一般会計から5億円程度を予定したいという方向ですので、そういった数値について年度別の計画について、一般会計の持ち出し分のところだけなのですけれども報告させていただきます。まず、17年度はこの3,700万円を実施設計費ということで計上させていただいておりますし、18年度では約9,600万円、19年度で1億9,400万円、20年度で1億9,000万円程度を予定して、総額5億1,700万円程度になるかということで、現在、予算の方は計画を立てております。

それと先ほど町長の方から話がありましたけれども、議長のお計らいで、15日の全員協議会で統合についての概要等は説明させていただきます。詳細についてはそのときに報告させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（増田宗利君） 1 番島崎栄一君。

（1 番 島崎栄一君登壇）

- 1 番（島崎栄一君） まず、廃校となる学区住民の合意はとれるのかということに対する質問に対して「保護者は早期に実現を願っている。請願を出している。」というふうに町長は言いますけれども、その保護者が出した統合賛成の請願をどのように出したかということなのですけれども、新治村の教育委員会のつくっている建設委員会の副委員長を中心に物事を進め、その教育委員会の教育長木檜教育長の許可のもと、新治の小学校・中学校を通して子供に「こういう請願の会議があるから、保護者の方は出席するように」ということで、教育委員会の許可のもと、子供を通して資料を配布して、それで、湯宿の改善センターで会議をしましたけれども、その会議の会場には鈴木村長と木檜教育長が来て、保護者の方に説明して、何とかお願いしたい、請願を出してほしいということやって出された請願です。ですから、本当に保護者が自主的に出してきたというよりは、鈴木村長・教育長の主導のもと出された請願ですね。

保護者が賛成したと言いますけれども、新巻学区の保護者140名程度は署名しています。220人ぐらいの児童で140人ぐらいですから、夫婦ともに署名している人もいますのでトータルで400人ぐらい保護者のいる中で140人ですから、まあまあ3割程度は書いたと思います。しかし、須川学区の保護者は25名ほどですね。120人の児童、夫婦とも書いたとすれば、240人の中の25人しか書いていないわけです。つまり10%程度です。猿ヶ京学区は40人です、90人の児童に対して40人、夫婦とも書いていますから、当然全然過半数いっていません。ということは、今、堂々と「保護者が求めている。」というふうに町長は言いましたけれども、保護者も過半数以上は求めているわけではありません、合意はとれていませんので、その辺を間違わないでください。

それから、「選挙で当選しているのが民意が」と言いますけれども、鈴木和雄さんに投票した人が全部新治の人間で、鈴木和雄さんに投票した人が全部小学校統合賛成というわけではありません、まず第1点。それは、いろいろの人と話をしてみて、鈴木さんには入れるけれども、須川小は残してほしいという人はたくさんいます。

議長（増田宗利君） 島崎君に申し上げます。ただいまの発言は質疑の範囲を越えていますので、注意します。3,700万円についての質疑を中心にお願ひします。

（1 番 島崎栄一君登壇）

- 1 番（島崎栄一君） では、まとめると、学区の住民の合意はまだとれていないと思います。

次に、資金のことで言いますと、資金計画は18年度が9,600万円、19年度が1億9,000万円、20年度が1億9,000万円とありますけれども、だけれども全体

の財政が3億円赤字ですから、その赤字が解消されない限りは1億9,000万円はひねり出せないですね。だから、そういう意味では、財政的な裏づけがないも同等だと思えます。さらに小泉さんの三位一体の改革で地方交付税が削減された場合には、全くこういう計画は絵空事になります。その辺についてももう一度聞きたいです。つまり、数字は並べられるけれども、その数字を出せる財政の裏づけがないということについて町長はどう思っているのか質問します。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 今、島崎議員の話を聞いていまして、請願の中身がどうの、賛成が何人、どうのこうのという話があますけれども、要するに1人でも2人でも、紹介議員がいれば請願はできますよね。言うなら、だれが署名したの、しないのというのは、そもそも請願については議論するものではないと私は思うのです。ちゃんと紹介議員をつけてきたものが請願ですよ、その請願が議会で通っているのですから、これは民意ではないのですか。島崎議員は反対されましたけれども、要するに保護者なら保護者の皆さん方が合併統合してほしいというその請願は通っているのではないのですか。ちゃんとした民主主義のルールで通っているのではないのですか。通っていないという考え方がおかしいのではないのですか。だから、民主主義というものがどういうものか、いま一度お考えになって、いろいろとご質問されたらどうでしょうか。

それから、財政の問題につきましていろいろお話があります。三位一体改革の問題も、確かに先行きが不透明ですよ、それは心配です。だけれども、心配だからといってやらなければいいのですか。それではこの問題は済まないでしょう。私は行政の第一義は何かということをつも言っていますけれども、それは町民の生命・財産を守ること、次代を担う子供たちの教育環境の整備をしっかりとすることというふうに私は理解をしております。そういう中で、今ある行財政をしっかりとしながら、何とか財源を確保して、今やるべきことを決めて、それを一つずつやっていくこと。出るを制しながらも入りをはかりながら、何とかその努力をしていくのが私どもの務めであろうというふうに思っております。したがって、今の国の状況等についてはいろいろありますけれども、その部分その部分をとらえてやったのでは、これは何もできないと思います。

それで、財政計画につきましては先ほど小泉課長も言われておりますけれども、要するに今この学校統合をするのが一番のチャンスなのです。ここでしなかったら、できなかつたら、要するにみなかみ町に対して多くの負担がこれからかかってくることはもう見え見えではないのですか。

以上です。

議長（増田宗利君） 的確をお願いします。

1 番島崎栄一君。

（1 番 島崎栄一君登壇）

1 番（島崎栄一君） 3校存続の方が9億円かかる、1村1校の方が5億円で済むというのは、それは間違った認識です。1村1校の方が安くなるという計算の中には、まだ60年使える新巻小学校を壊すことによって、補助金をもらって建てた小学校を解体するという中で返金を求められます。補助金を使って建てたのに途中で壊すのなら、5,000万円ぐらいだと思いますけれども、それが入っていません。だから、町長が「1校の方が安くつく」と言っている基準についてはいろいろ間違いがありますので、それで財政上そっちの方が有利だということには同意できません。

さらに言うと、先ほど3人の委員を立てて財政再建の委員会をつくると言いましたよね。つまりその委員で財政再建の策ができて、それでお金が余って初めて小学校統合ができるのですよ。ですから、そのものがまだできないうちに3,700万円の出費をするのは順番を間違えているのではないのですかと質問します。財政再建の計画ができて、初めてこの3,700万円の出費ができるのではないのですか。これを出費してから財政再建をするというのは、順番が逆だと思います。お金の段取りができてから、初めて設計の出費をすべきだと思います、そう思いませんか。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 調査会については、これからの問題としてやはり取り組まなければならない問題を諮問していただいて、それを中心として行財政改革をしていこうという一つの姿勢です。

現状については、要するに基金が12億円しかない、要するに経常経費の赤字が3億円という体質である、これが今の新町なのです。だけれども、この事案については旧新治村の時代からこの問題は議論してきて、本年でもう7年目になるのです。新治村なら新治村の時点でその方向をしっかりと決めて、そして新町に臨んだわけです。議会と行政はそうでしたね。だから、その結論に基づいて、今、新しい議会をお願いをしているわけです。こういう段取りで学校統合していきたい、協力を願いたいということで、今、お願いをしているわけです。答申も出ました。それを15日に説明しましょう、そういうことですよ。

議長（増田宗利君） 1番島崎栄一君の本件に関する質疑は既に3回になりましたので、会議規則第55条の規定によって発言は許しません。

40番小崎洋一郎君。

（40番 小崎洋一郎君登壇）

4 0 番 (小崎洋一郎君) 議長に、この件にかかわって一つお願いがあるのですけれども、私の質問は、先ほどの島崎議員の質問より全然低劣なのです。この件が出て、これを見て、私には唐突の議案に思えるのですよね。小学校統合問題にかかわって議論したり考えたことがなかったのです。だから、この議案は私には本当に唐突、そうであるとすると、旧水上町出身議員、旧月夜野町出身議員、その深く議論にかかわってこなかった議員から質問は指名していただきたい、こんなふうに思います。だから、先ほどの島崎議員よりぐっと質が下がるのですけれども、町長が先ほど明後日に全協を開いて説明をする、こんなふうにおっしゃられたのですけれども、この議案が私には非常に唐突なので、全協というのが逆のような気がするのですけれども、町長、いかがですか。

議長 (増田宗利君) 暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時57分再開

議長 (増田宗利君) 再開いたします。

議長 (増田宗利君) 町長。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長 (鈴木和雄君) 全協についてどちらが先かのお話ですが、私はどちらでもいいと思うのですけれども。

議長 (増田宗利君) 40番小崎洋一郎君。

(40番 小崎洋一郎君登壇)

40番 (小崎洋一郎君) それで、先ほどの島崎議員の質問のときに、平成18年に建築開始をしたい、こんなふう聞き取ったのですけれども、統合小学校ということで、幾つ教室をつくるのですか、そういう計画。

議長 (増田宗利君) 町長。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長 (鈴木和雄君) その関係につきましては、今ここには資料がありませんけれども、15日に細かにお話をしたいというふうに思います。

18年度からということについては、今年度で本設計をして、18年度から着工できないか。着工することについては県の方も応分の協力をしたいという方向が出ておりますので、できるならば18年度から着工したいというふうに思っております。

そこで、先ほど言いましたように、新治村小学校統合計画建設委員会というのがありま

して、この委員会が昨年の6月からもう15回ほど開催をされて、場所の問題、その学校の内容の問題点等について協議に協議を重ねていただきまして、その内容を11月29日に答申という形で私はいただきました。したがって、その内容を細かに説明したいということで、15日の全員協議会にお願いをしたわけでございます。この機会に本設計の予算をお願いしておきませんと次はもう3月定例会でございますし、新年度予算になりますと新年度予算になりますから本設計ですと18年度着工はちょっと無理になると思いますので、何とか今年度中に設計を仕上げて、そして国・県の方に要請をして、18年度から着工できるようにし、そして県の協力も仰ぎたいというのが私の考え方であります。

議長（増田宗利君） 40番小崎洋一郎君。

（40番 小崎洋一郎君登壇）

40番（小崎洋一郎君） もう一つ。先ほど町長は少子化という言葉が使われたのですが、これは旧新治村だけが少子化ではなくて、物の本を読みますと、50年後は、小さな村では1年間に一人も生まれない、そういう事態が発生することもあり得ると、そういう本を読んだことがあるのですが、水上地域・月夜野地域でも少子化は同じように進むと思うのです。新しい町ができたのですから、教育計画というのは新治地域だけではなくて、旧水上や旧月夜野にかかわっても長期的な展望に立った計画というのが必要だろうと思うのです。その点はいかがですか。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） そのとおりだと思います。

議長（増田宗利君） 40番小崎洋一郎君。

（40番 小崎洋一郎君登壇）

40番（小崎洋一郎君） 私の質問は以上で終わります

議長（増田宗利君） ほかに質疑はありますか。

（「休憩」の声あり）

議長（増田宗利君） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午前1時4分再開

議長（増田宗利君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（増田宗利君） 質疑のある方はどうぞ。

4 2 番大坪進君。

(4 2 番 大坪 進君登壇)

4 2 番(大坪 進君) 質問させていただきます。

先ほど島崎議員の質問の中で、町長はこの統合問題は7年前からもう既に話がされているということなのですけれども、私の記憶では、正確には平成14年の検討委員会がつくられてから具体的な統合問題というのが出たわけです。町長は平成11年の入須川小の体育館の竣工式のときに入須川小の子供の数等々の実態を見て、少子化が急速にこれから進むということで大変だということ、それと新巻小の耐震等の問題等の中で、町長の頭の中には確かに平成11年からあったかとは思うのですけれども、具体的な話が出たのは平成14年。それで、検討委員会も、当初は入須川小学校の統合問題から始まったわけで、1村1校というのは、その入須川小学校の統合問題をどうするかという経過の中で1村1校という話が出てきたわけで、正確に言えば平成14年、それで、平成16年に建設委員会がつくられたという経緯だと思うので、私はそういうふうに理解しているのですけれども、町長はこの点についてどう認識されているのか、まず伺いたいと思います。

それと、この統合については、今の町の財政上からも統合は必要なのだということなのですが、町長は少子化について、平成17年の子供の数は26人ということで、将来的にももう増える要素は極めて厳しいというような発言をされております。そういう状況の中で12クラス編制14億円の統合校舎をつくるというのは、これこそ財政のむだ遣いになるのではないのかというふうに思うのですけれども、その辺についての見解を伺いたいと思います。

議 長(増田宗利君) 今の大坪議員の質問ですが、補正予算の質疑の枠を越えております。一般質問的な内容なので、この後、当然一般質問もありますし、全員協議会もあります。そういう中で十分審議をしていただきたい、要するに補正予算に対する質疑という形で議事を進めていただきたい、そう思います。

町長。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 一般質問のときにお答えいたします。

議 長(増田宗利君) 4 2 番大坪進君。

(4 2 番 大坪 進君登壇)

4 2 番(大坪 進君) わかりました。それでは、一般質問で再度質問します。

この10款10項教育費、13節で3,787万3,000円の予算計上がされているわけですが、先ほど皆さんからの質問等のことから考えて、私はこれは予算を修正すべきだというふうに思いますけれども、修正する感があるかどうかお伺いします。

議 長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） ただいま上程させてもらったところです。ご審議願いたいと思います。

議 長（増田宗利君） 4 2 番大坪進君。

（4 2 番 大坪 進君登壇）

4 2 番（大坪 進君） それでは、この3校を1つにするという計画ですけれども、須川小学校は建設されてから19年、猿ヶ京小学校については14年で、こういう状況です。こういう築後まだ14年という学校が廃校になるわけですけれども、その後の使用についてはどのようなお考えが、今、計画されているのかですね。

議 長（増田宗利君） 先ほど注意しましたが、なお質疑が一般質問的になっております。

発言を禁止します。

ほかに。

1 3 番森下直君。

（1 3 番 森下 直君登壇）

1 3 番（森下 直君） 今の関連でございますが、私もやはりこの問題につきましても、ここでこういう統合問題の設計の委託料という形の中で、初めて接触をしたということが現状でございます。うわさではどうのこうのということは若干は聞いておりましたし、またほかのことでも聞いてはありましたけれども、現実においてこういう設計委託料が出てくるといって唐突なことが、論議がなく出てきたということに対して感じることを申し上げたいと思っております。

新治地区でも先ほど来からあれほど議員の中からもいろいろと論議がなされて、まだ最終的な方向づけ等がされているのかどうかということを知っていて、疑義さえ感じる点があるわけでございます。そこで、なおかつ旧月夜野町、旧水上町の議員の方々によりわからないというふうには感じております。私自身もそういうふうには感じておりますので、この辺をいまま少し内容の精査しながら進めていってもらう方がよろしいのではないだろうかというふうには感じる次第でございます。と申し上げますのは、やはり現在の学校の設置された建物を私も見させていただいたり、また新治地区の須川小、それから猿ヶ京小というところを見ますと、非常にまだ環境的にもいい建物であるというふうには感じられます。そういうことを感じたとき、また生徒数もやはりまだまだ文部科学省あたりでは20人学級の推奨とか、あるいはまた5年後にはあくまでも200人学校の設置というものを進めていきたいという考え方もあるようでございますし、また私が一番主眼にしておりますのが、地域にあっての小学校。地域にあって小学校というのが、小学校の方々のコミュニケーションが非常にとれる状況にあるのではないのか。私も子供のころ、小学校に通うとき

には仲間を誘って、「きょうは寒いな。」とか「暑いな。」とか、そういうような形の中で友好関係を結んだということもあります。そういうことを思い出しながら、この辺もいろいろ時間をかけて、いまして勉強させていただく時間が欲しいというように考えているわけでございます。それが1点。

それから、いましてそういう意味で、住民アンケートや議員の関係の方々そういう議論の場を設けていただいて、この辺の学校統合の問題についてもいまして精査する時間が必要なために、ぜひこの予算についてもちょっと考えていただければというようなことで質問させていただくわけでございます。そういうことでご提案のほどをお願いしたいと思います。

議長(増田宗利君) 今の森下直君の質問ですが、補正予算に対する質疑と質問という点で、皆さん非常に戸惑われているように感じます。今のことについても、町長が先ほど申されたように「一般質問でお答えします。」という形になろうかと思えます。質疑ですから、質問と間違えないようにお願いします。

議長(増田宗利君) 町長。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) この小学校統合に対してのご意見を今いろいろと聞かせていただきました。

そこで、2点のご意見を賜ったわけでございますけれども、先ほどからお話ししておりますように、この小学校統合問題は、村民から賛成・反対の請願が出まして、旧新治村議会は学校統合3校存続を否決して、統合小学校の建設促進についての賛成をしていただいております。私は現状の新治地区の少子化の実態を考えたときに、やはり統合して、そして子供たちの教育環境というものをしっかりとつくるのが、やはり、今、行政としてとるべきことであろうというふうに決断をしまして、議会の決定を尊重し、これに基づいて今日まで来ているというのが実態であります。したがって、基金も2億5,000万円を積み、そして新町に持ち込んだという経緯であります。

この関係については、森下議員も既にこの町長選挙におきまして争点になっていたことはご存じのとおりであります。よく内容等についてはご理解をいただいているのではないかとこのふうには思いますけれども、町長として正式に議会にお示しするのは今日が初めてでございますから、予算書という格好の中に盛り込みまして提出をさせていただきました。これを契機として、この学校問題について突っ込んだ議論をいただいて、そして新治地区の父兄が望んでおられるその方向で、何とかこの問題が決着つくようにお力添えをいただきたいというふうに思う次第であります。

そしてまた、15日にも全員協議会をお願いしまして、今日までの経過等を詳細に説明させていただきたいというふうに思っておりますので、より理解を深めていただければあり

がたい。そういう中で、この補正予算をご審議願いたいというふうに思います。

それから、アンケート調査等々の問題についてでありますけれども、もうこの問題については足かけもう7年もやっております。新治村の教育委員会が中心となって進めてきてくれまして、平成13年度からは検討委員会をつくり、そして答申もしていただき、そして建設委員会ができて、統合に対しての位置づけもし、その内容についても検討してもらってきているという経緯があります。したがって、今の段階で住民アンケート等をとってやるべき事態ではないと。一つ一つ民主的なルールに基づいて、今日までこの問題について取り組んできたというふうに私は理解しております。15日に詳細説明をいただきますので、よろしくご理解、ご協力をいただきたいと思います。

議長（増田宗利君） 13番森下直君。

（13番 森下 直君登壇）

13番（森下 直君） 今の件につきましては、旧新治村という形ではそういう形ですけれども、新町みなかみ町になってからはそういう論議の場がなかったという点が残念だったということをおし上げておきたいと思っておりますし、今、15日ということで説明会があるようでございますが、基本的にはなぜこんなに急にというふう感じたということでございます。

また、これほど急にやらなければならないというか、先ほど申し上げましたように、町長からの答弁だと、前回のだれかの質問の際に18年度着工するということの答弁をされたようでございますが、この辺のところについても全く私たちはその辺を承知していなかったと、また、そういう場を設けていただかなかったと。そういう形でひとつ疑問点を投げかけておきたいと思っております。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） だから、本日、上程させていただいたわけですが、ぜひ、ご理解いただきたいと思います。要するに、私自身も建設委員会に入っているわけでありませぬし、一切建設委員会に私は口を挟んでおりませぬから、自主的にいろいろとご論議をいただき、15回という会議を重ねた中で方向づけをしていただいたわけですから、そして、その結論を11月29日にいただいたわけですから、それをもとにして、要するに既に県等々におきましては、実施に当たってはできる限り県からもご支援いただきたいですから、非公式にお願いした経緯はあります。そういうものが、今、実りつつあるわけでありませぬ。それも合わせまして、要するに一定の方向が、今、出つつありますので、きょうここに提示をし、15日には内容を説明してという一つの段取りをこれから踏んでいこうとしているわけですから。

それと同時に、この統合問題につきましては、法定協議会の場でもこれは議論をされて

おります。したがって、もう昨年の6月から法定協議会を立ち上げまして合併に成功したわけでございますけれども、その中途から新しいまちづくり計画の中でありまして、この統合問題については議論をしてきておりますので、合わせて申し上げておきたいと思っております。

議長（増田宗利君） 13番森下直君。

（13番 森下 直君登壇）

13番（森下 直君） いずれにいたしましても、急に予算化されたということに対して、そういうコンセンサスを先に得てからの方が非常によかったのかということですから、ほかの方々もそういう疑義を感じて、一般質問的のような状況になってしまったのだろうかというふうに思っておりますので、その辺はまた後日いろいろとお話をさせていただきたいと思っております。そういう方向は町当局としては持っているようでございますが、この統合問題についてはまず慎重にやっていただきたいということをひとつ申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） ただ、長い経過の中でこの問題に取り組んできております。旧新治村議会・行政におきまして、この問題は中心的な課題として取り組んできた経緯がありますので、そういう点についてはお互いの自治体同士の結束で新しい町ができてきただけに、旧町村にあっての決定等につきましても、これはひとつ広くそれを受け入れていただいて、その地域住民の要望が実現できるようにぜひ私からもお願いをいたしたい、このように思います。

議長（増田宗利君） ほかにございませんか。

9番安達澄君。

（9番 安達 澄君登壇）

9番（安達 澄君） 問題になっております3,700万円近い設計図についてですけれども、私は単純に、議会で議案提出をされて、統合問題が議決された後に初めて設計図の費用というのは提出できるものではないのかというふうに考えます。例えば桃野小学校の体育館の問題も請願で出てきたりして、何を優先させなければならないかといった場合に、新しいみなかみ町の議会でそれが決定されるわけですね。そのときに新治地区の統合小学校の問題が先延ばしになるか、それとも否決される可能性があるにもかかわらず、なぜこういう3,700万円という予算を計上してくるのかということと、それと、今までの私の新治村の経験からしますと、そういう設計図を出して既成事実をつくっていくということが一つの手段になっておりましたので、そういう点に対して非常に疑問を感じます。その点

について町長はどういうふうに考えているのか、議決が済んでいないのにそれを提案してくるのかということにお答えいただきたい。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 私は安達議員の言っていることがよくわかりません。その議決がないものを予算化するのはおかしいというのはどういうことなのですか。

議長（増田宗利君） 9番安達澄君。

（9番 安達 澄君登壇）

9番（安達 澄君） 統廃合が決まって、この間、私は新治村の一般質問のときに、みなかみの新しい議会で、小学校統廃合については全員の議員に議案を提案して議決してもらおうと言いましたね。まだそれができていないではないですか。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） この学校の問題については先ほどから申し上げておりますように、要するに3校存続については、旧新治議会は請願を否決しましたね。それで、保護者からの請願は採択しましたね。私はそれを尊重すると言ったのですよ。もうそこで決定ではないですか。

議長（増田宗利君） 9番安達澄君。

（9番 安達 澄君登壇）

9番（安達 澄君） それは町長がやったのであって、議会が決定したのではないのですよ。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議会の請願ということは議会の決定ではないのですか。私は議会の決定を尊重します。それを尊重しますから、それをもとにして新しい議会において、要するに一步進めるために設計の予算を今回上程したわけです。そして、皆さんでご審議願って、この方向を決めてもらおうと思っているわけです。

議長（増田宗利君） 9番安達澄君。

（9番 安達 澄君登壇）

9番（安達 澄君） では、もし否決されたら3,700万円はむだになるのですよ。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 否決されれば、それは執行できないのではないのですか。議会で否決すれば、執行はできないのではないのですか。それは議会の権道でしょう。そういうことをよ

く理解しているのでしょうか。

議長（増田宗利君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第38号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第39号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ありませんので、これにて議案第39号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします

議案第38号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計補正予算（第1号）について、議案第39号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。が、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計補正予算（第1号）について、議案第39号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、委員会議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに決しました。

日程第13 一般質問

議長（増田宗利君） 日程第13、これより一般質問を行います。

一般質問については、14名の議員より通告がありましたので、順次質問を許可いたします。まず、25番松井秀明君の質問を許可いたします。

松井秀明君。

（25番 松井秀明君登壇）

25番（松井秀明君） 25番松井秀明であります。まちづくりの方向について、通告に従いまして質問をさせていただきます。新生みなかみ町議会の最初の一般質問ができますことを光栄に思っております。

地方分権が進む中、地方自治体は自ら判断し、的確な施策が展開ができる行政体としての脱皮を迫られている。さきに、地方制度調査会が答申の中で、地方の自主性・自立性の拡大を進めるため、組織運営の大胆な見直しを答申いたしました。初代町長として、激しい選挙戦を勝ち上がり、まずはおめでとうございます。選挙戦に当たって8つのローカル

マニフェスト等を掲げ、当選いたしました。健全財政の基盤づくり・人づくり・地域経済の再生等、公約をどう具体的に実現していくのか、マニフェストの実施計画をどのように作成していくのか、お伺いいたします。

次に、合併協議会の行財政委員会・観光振興等活性化委員会の報告をどう具体的に実現していくのか、お伺いいたします。

まちづくり条例は、合併協議会・マニフェストの中にもありますが、どう位置づけ、実現を図っていくのか、お伺いいたします。

産業振興をどう進めるのか。今回の合併の大きな目玉は、若い人・子育て世代に夢を与えられるそんな合併であってほしいと考えます。農業と観光の主幹産業をさらに発展させるために、働く場の確保と税収の確保が重要であり、どう実現を図っていくのか、お伺いいたします。

以上です。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 松井議員のご質問にお答えいたします。

私は今回の選挙に臨み、8つのマニフェストを掲げまして、町民の皆さんに訴えてきました。その結果、町民の皆様から多くのご支持を賜り、当選させていただくことができました。ここに改めて衷心から感謝を申し上げる次第であります。また、このことは、提案いたしました政策が信任されたと同時に、町民の皆様からその実現について負託されたことであり、その責任の重さを真摯に受け止め、全身全霊を傾注し、その実現に取り組んでまいります。

松井議員のご質問は、マニフェストの実現、行財政改革委員会・観光振興等活性化委員会報告の実現、そしてまちづくり条例や産業振興等についてであります。どれも関連したものでありますので、一括して答弁をさせていただきたいと思っております。

まちづくりは、住民の豊かな暮らしを実現することが目的であり、そのため町民の安全確保、道路・水道等の社会基盤の整備、教育や福祉の環境整備、産業振興、文化振興等、住民に身近な行政分野を実施しなければなりません。しかしながら、国・地方の財政赤字が膨大になり、この解消を図るため、地方分権一括法の公布や三位一体の改革が求められ、地方自治体においても、今までの住民サービスを継続するためには、自ら構造改革をしなければならず、3町村はこれらに対するため、合併の道を選択いたしました。

こうした現状を見極め、新町のまちづくりは、行財政改革と夢のあるまちづくりを目指し、策定されました。この2つの課題に対応すべく、3町村長の協議により合併協議と並行して2つの委員会を設けた次第であります。行財政改革委員会では、人件費の削減・廃

止を含めた事務事業の見直し、経常経費の縮減等による歳出削減と、税等の徴収強化、受益者負担の見直し、行政資産の有効活用など歳入の増加を指摘しております。行財政改革は、マニフェストにおいてもまず手がけなければならない近々の課題と位置づけ、この実現に向けて庁内に課長を中心とした委員会を設けました。

また、民間の視点による改革も必要であると考え、民間有識者による行財政改革調査会を設置したく、今般、本定例会に設置条例案を提案させていただいた次第であります。ご議決をいただきまして、まことにありがとうございます。そのためには、長自ら「隗より始めよ」という姿勢こそ大事でありますので、臨時会におきまして特別職の報酬を減額させていただいたところであります。

観光振興等活性化委員会では、農業と連携した観光振興や、情報の一元化・情報の発信強化などが提案され、その実現策として観光商工課の人員増をはじめ、民間主体での検討委員会、仮称百人委員会と呼んでおりますけれども、この準備委員会の立ち上げの支援をしていきたいと考えております。

合併直後は、今まで3町村で実施してきた住民サービスの低下が起きないように詰めてきましたので、なかなか新規事業に着手することはできませんでしたが、今後は提案されました事業に、積極的に取り組んでいけたらと思っております。また、こうした取り組みを実施するに当たっては、住民皆様の理解とご協力がなければできません。このためには、まちづくり計画にありますように、自治基本条例の制定を行い、住民の役割・議会の役割・行政の役割の明確化や、住民参加のルールを定める必要があります。自治基本条例につきましては、今年度中に調査に入り、平成18年度には新町総合計画の策定と合わせ、実施したいと考えているところであります。

以上でございます。

議長（増田宗利君） 松井秀明君。

（25番 松井秀明君登壇）

25番（松井秀明君） 再度質問をさせていただきます。

今、最後にまちづくり条例、調査をして平成18年度から実施したいということですが、フルセット、全部が根底にあるのか、ある程度限定してやるのか、自治基本条例、全国六十数カ所の市町村が臨時的な条例をつくっていますけれども、自治の基本理念や、1つはビジョンを示すというものから、先ほど言われたように、行政・議会の組織や住民の共同参画まで全部をうたい上げるのかどうか、エリアというか、どの辺まで考えているのか、お聞かせいただければと思います。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 今のご質問につきましては、やはりこれから総合計画をつくりましますけれども、自治基本条例は当然それと連携しますので、これはフルセットで臨んでいきたいというふうに考えております。自治基本条例につきましては、今年度中から取り組みます。そして、平成18年度から何とか実施を、時期等については今は定かには申せませんが、18年度中にはこれを施行できるようにしていきたいというふうに思います。

議 長（増田宗利君） 松井秀明君。

（25番 松井秀明君登壇）

25番（松井秀明君） わかりました。住民がよりよい暮らしをするために、まちづくり基本条例があろうと思いますので、他の町村の模範とするのももちろんですが、住民のコンセンサスを得ていかなければ、やはり実施できない部分があろうかと思っております。その辺についてはより慎重にまちづくり条例を早急につくっていただければというふうに思います。自治基本条例、1つは新生みなかみ町の基本憲法とも言えるような部分であろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

先ほど答弁をいただきましたけれども、財政委員会ができたわけなのですが、確かに地方交付税を含めて、三位一体の改革がなかなか具体的に見えない中で、どう実施していくのか、具体的に答申が出てからやるのか、できるものからどんどんやっていくのか、その辺の町長の姿勢だけお聞かせいただければと思います。

議 長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 今のは行財政調査会のことですか、調査会の方で答申をいただきます、その都度この答申につきましては、当然行政と議会の方に出してもらうように、私の方に答申してもらったものは同じものを議会の方にも提出してもらいたいというふうに思っております。したがって、行財政改革につきましては、これから精査して何項目かに分けて諮問をしていくようになると思いますけれど、それが一括して答申されるということは、私は物理的にもなかなか大変であろうと思います。したがって、答申が出たものから取り組んでいく。その都度、また議会と協議していく。そして、それがより早く効果的にうまく作用するように行政としては取り組んでいきたい、このように考えています。

議 長（増田宗利君） 松井秀明君。

（25番 松井秀明君登壇）

25番（松井秀明君） わかりました。住民にとっても職員と組織にとっても痛みの伴う案件でありますので、速やかにできるものから実施していただきたいというのがお願いであります。

さきの新聞、11月19日に宅地の基準地価が公表されました。4万9,900円、諏訪原でマイナスの31.4%の評価額でありますけれども、来年は評価替えになるはず

でありますので、マイナス31.4%というのは、来年度以降の税収にどのように響くのか、お聞かせいただければありがたいと思います。

議長（増田宗利君） 税務課長。

（税務課長 林 文博君登壇）

税務課長（林 文博君） それでは、お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、11月19日付の新聞に出ていました基準宅地の総評価価格みなかみ町大字湯原字諏訪原ですか。4万9,900円、マイナス31.4%ということですが、基準宅地につきましては、みなかみ町の最高宅地評価地点が基準宅地となっております。旧水上町の基準宅地、そこが新町においても一番高いわけですので、その基準値の金額を使っております。これが平成14年が7万2,700円、この3年間の下落率がマイナス31.4%となっております。1年平均にしますと10%程度下落となっております。また、今年1月1日、国土交通省の方の公示価格の変動率を見ますと、群馬県の商業地が平成14年から15年がマイナス10%、15年から16年がマイナス9.4%、16年から17年がマイナス8%となっております。国の方でも3年間で27.4%です。ほぼ同程度下落率となっております。

平成17年度の旧3カ町村の固定資産税の当初調定額30億860万7,000円となっております。これは、平成18年度が固定資産の評価替えの年となっているため、新聞等でも報道していますように、家屋は下がります。それから、近年の不況によりまして、新築家屋の建て数の減と償却資産の伸び悩み、総合的に見まして固定資産税は全体で減収の見込みです。

以上です。

議長（増田宗利君） 松井秀明君。

（25番 松井秀明君登壇）

25番（松井秀明君） どのくらい減収になるのか、把握していますか。

議長（増田宗利君） 税務課長。

（税務課長 林 文博君登壇）

税務課長（林 文博君） それが今、土地だけを見れば負担調整率というのがありまして、不動産鑑定士の70%に抑えなさいという決まりがありますので、その点で、この旧水上町は62.3%というところを取っておりますので、マイナスと出るのですが、土地に対してはほぼ横ばいか若干上がり目程度で、家屋償却が下がりますので、全体では減収になりますけれども、今、評価替えにつきまして町の方で入力している最中ですので、金額がどの程度下がるかということはこちらではお答えできません。

議長（増田宗利君） 松井秀明君。

(25番 松井秀明君登壇)

25番(松井秀明君) わかりました。

次に、町長にお聞きいたします。マニフェストは数値を入れてこそ効果があるものと私は認識しておりますけれども、特別職の30%給与削減、都市計画化の実現等、早速実施されたことは、評価したいというように思います。今後、スクールバスの無料化や行財政改革、高齢者の入浴サービスや公民館活動等、課題が山積みしておると思いますが、マニフェストの中で町長として今、具体的にこれをこうしたいという方向がありましたら、お聞かせいただければというように思います。

議長(増田宗利君) 町長。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) マニフェストにつきましては、8つ掲げたわけですが、当然、この約束については実行しなければならないというふうに思います。そういう中で、やはり基本は月夜野地区にあるかというふうに思います。そのようなことから、月夜野地区の再開発を考えると、やはり都市計画事業に取り組まなければならない。この成功いかんによって、新町みなかみ町の方向が決まってくるのかというぐらいの一つの気持ちを持っております。したがって、マニフェストの中にありますことにつきましても、この都市計画事業に絡むことが多々あります。したがって、今ここで個別にこれはこうだ、これはこうだということは言えませんけれども、都市計画課の設置をお認めいただきましたので、都市計画課を中心として、今までの都市計画事業が実際のところどうなっているのだろうかということをまず振り返ってみて、見直しをしてみて、それを現状に合わせてみて、そしてその方向というものをしっかり決めていきたい、それが出次第、より早く町民の皆様方にもお示しをして、協力を願って、この事業の推進を図りたいというふうに今思っているところです。

その基本は、やはり合併ができて、私は合併特例債の活用にあると考えておりますので、都市計画事業をこの10年間のうちに仕上げるぐらいの気持ちで、ひとつ取り組んでいくことが肝要であろうと思います。そういう考え方の中で、マニフェストの一つ一つについてその方向も示していきたいというふうに思っております。

議長(増田宗利君) 松井秀明君。

(25番 松井秀明君登壇)

25番(松井秀明君) ハードの面は町長の言うとおりでと思うのですが、ソフト面、合併協議の中でも煮詰まっている部分というのも大分あるかと思えます。先ほど言いましたように、スクールバスの無料化や高齢者入浴サービス等は、料金的には幾らもかからないはずでありますし、月夜野町が中心だということもわかるのですが、永井の奥から湯

の小屋までは同じ町民が住んでいるわけですので、平等感を持ってやっていただかなければならないし、すぐにはできないかもしれないですけども、特に情報の共有化、防災無線も含めてどうするのかというお金のかかるものもありますので、やはり全体を見据えながら、ハード面だけではなくてソフト面、住民生活に直結するものから、できるものからやっていってもらいたいという希望を持っているのですけれども、町長はどう考えますか。

議 長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） ソフトについては、やはりハードそのものが整わないとできないものもあります。また、ハードがなくても、お互い一つの人間同士の協力の中でできるものがあります。そういうことをうまく見極めながら、できるものから取り組んでいくことが大切であろうというふうに今思っています。今、お話のとおり、高齢者の入浴サービスにつきましては、これは新治地区で行ってきている事業ですけども、この事業はできるならば全町に広めていきたい。しかし、お金がかかることでありまして、県も今まではそれなりの補助金等もあったわけですけども、それも削減の方向にあるようでありまして、取り巻く環境は、必ずしもGOの方向にはないかもしれないけれども、しかし、この地域の特色は何と言いましても出湯のある、温泉のある町ですから、幸い、それなりの施設がこの水上地区も新治地区もありますので、その施設とうまく連携し、高齢者の皆さん方の生きがい対策としてもこの事業は広めたいというふうには思っております。しかし、冒頭申し上げましたように、基金が12億円、経常経費3億円というものは、本当に厳しい財政状況にありますので、実施に当たっての選択については、いろいろと検討を要するであろう、このように思います。

それから、スクールバスの関係につきましては、当然、義務教育ですから、スクールバスも無料化するのが私は正しいことだろうというふうに思っております。水上・月夜野・新治、それぞれ3地区、それぞれ事情が違っているものですから、そういうことをうまく調整しながら、スクールバスの無料化という問題についても取り組んでいきたい、そのように考えています。

議 長（増田宗利君） 松井秀明君。

（25番 松井秀明君登壇）

25番（松井秀明君） わかりました。確かに、ソフト面、幾つもあると思いますし、特別お金を使わなくてもできるものもあろうと思っておりますので、できるものから実施していただきたいというふうに思います。

昨今の新聞・テレビの報道の中で、子供の小学生の殺人等、痛ましい事件が連日のように報道されているわけでありまして。保護者が安心して子供たちを学校に通学させられるよ

うな環境を、私たちの住んでいる所から被害者が出ないように対策を、万全な対策をとっていかなければならないというように思います。特に、スクールバス等、弾力的に運営する中で、やはり行政として子供たちが安全・安心して学校に通える、幼稚園・保育園に通えるような環境をつくり出すのも、行政の一つの仕事かと思えます。教育長の所管になるかと思えますけれども、利便性を図るだけで、「何キロからあなたは乗れない」ではなくて、特に冬期間でもありますし、夕方の暗くなる時間も早くなっていますので、弾力的な運用をしていただきながら、子供たちが安全で安心できる学校に通える環境をつくるべきだと思いますが、町長として、考えの一端だけでいいですので、よろしくをお願いします。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） このスクールバスの問題につきましては、先ほどの新治地区の統合小学校のときにも、いろいろと話題になりました。そういう中で、スクールバスではなくて歩かせろという方がいました。子供は歩かせて土踏まずを育てなければだめだという一つの議論をお持ちの方もありました。しかし、私はやはり昨今のいろいろな事件等を見るときに、児童・生徒の安全の登下校ということについて、一番念頭に置いて考えるべきであろうというふうに思っております。さらには、またこの地域は大変広い地域でありますし、それだけに登下校に当たっては、児童・生徒が大変苦勞をしております。その苦勞は、一面それなりにそういう体験をすることも結構かもしれませんが、ひとつ安全という面については最大限に考えて、そしてこの事業に取り組むことが大事であろうというふうに思います。

したがって、今までは各何キロごとにどうのこうのという一つのそういう議論からスクールバスが利用されてきた経緯がありますけれども、これからは、安全・安心、そういう中での登下校をいかに確保するか、そういう観点からこのスクールバスは考えていく必要があるのかというふうに思っています。

議長（増田宗利君） 松井秀明君。

（25番 松井秀明君登壇）

25番（松井秀明君） 答弁は要らないですけれども、教育委員会でも実施に対してよろしくご配慮をいただければというように思います。

あと2点だけありますので、まだ時間内だと思うのですが、税込の上がる企業誘致をしていただきたいと思っております。

あともう1点は、やはり地元企業を育てる努力を町として万全な体制をしていただきたいと思っておりますので、何かお考えがありましたらお願いします。

議長（増田宗利君） 地域振興課長。

(地域振興課長 林 昭君登壇)

地域振興課長(林 昭君) 地域振興課長です。工業等についてのご質問でありますけれども、現在、町内の工業導入ができる、指定されております所で、工業導入が未実施、誘致されていない所は、月夜野地区内の都市計画による工業地域があるだけであります。月夜野インターチェンジから国道17号線に合流する所、この周辺でございます。立地できる面積は約12ヘクタールから13ヘクタールほどではないかと思えます。立地する場合には、道路整備なども必要になるのではないかというふうに思われます。

一方、立地計画を有する企業の情報、こういうものが農村地域工業導入促進センターから送られてきておまして、平成17年11月の情報では、掲載されている企業が83社であります。そのうち、関東内陸を希望する企業が7社でありまして、業種を見ますと、食料品の製造が2社、輸送用機械器具が1社、電機機械器具が1社、プラスチック製品が1社、その他の業種が2社であります。この7社の用地取得希望価格を見ますと、1万円未満が1社、1万円から3万円までが2社、3万円から5万円までが1社、5万円から10万円までが3社となっております。5万円から10万円までの企業を見ますと、インターチェンジの周辺、すぐ近く、または自社の工場の近くであるといったような条件があるのですけれども、こういった状況であります。

合併されてからこの2カ月間で、群馬県の方から2件の紹介がありました。大手の建設業界がこちらの方に工業導入したいというようなお話がありまして、いずれも食料品製造の会社であります。面積が500ヘクタールぐらいの形で、豊富な水源がほしいというようなことであります。そうしたことで、該当しそうな候補地について、どちらも旧水上地区であるのですけれども、資料を送らせていただいております。これらが今後企業からの問い合わせで結びついていただければ、そういったことも期待しているところでございます。

工業導入には、雇用の拡大・税収の増加が大変期待できることから、今後、適地調査を行いまして、エネルギーはどうなのか、地域の意向はどうなのか、こういった適地調査を踏まえて、今後工業地域、あるいは農村工業導入地域の指定も考えていかなければならないのかというふうに思っております。

議長(増田宗利君) 松井秀明君。

(25番 松井秀明君登壇)

25番(松井秀明君) 基本的にはわかっているのですけれども、都市計画の部分は同僚議員が質問をするので1点だけ、入るにしても地価ですよ。地価が高いのではないかというのが1点。月夜野町、面積を有した場合、難点があるかというように思います。今、水上地区の話が出ましたけれども、それ以外の地区、今、工業導入以外の地区で計画があるのか

というのが1点。あともう1つは、県からの紹介だけではなくて積極的に企業導入、アプローチをする意思があるのかどうかというのを2点目で聞きたい。例えば、情報産業を含めて倉庫業とか立地条件を含めて、町長にお伺いしたいというように思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（増田宗利君） 地域振興課長。

（地域振興課長 林 昭君登壇）

地域振興課長（林 昭君） 地域振興課長です。現在、残っているのが月夜野町です。そのほかは工業導入地区の未実施の所があるとかという状況ではございませんので、先ほど言いましたように、適地調査を行わなければならない。そして、その状況を踏まえた上で誘致活動、そういうことに結びつけていかなければならない。そういうことになりますと、今、総合計画を平成18年度から手がけていくという形の中で、今いろいろな準備を進めておるところでありますけれども、そういった中で、土地利用計画をどうするのか。大ざっぱな国土利用計画をどうするのかといったことも踏まえた中で、適地調査を行って必要である、また期待されているという所であるならば、工業地域の指定、農村工業導入地域ですとか、工業地域の指定というのは十分考えていければいいというふうに思って、今後、その辺の調査はしていきたいというふうに思っております。

議長（増田宗利君） 松井秀明君。

（25番 松井秀明君登壇）

25番（松井秀明君） わかりました。ありがとうございます。今、住民の中で、やはり働く場がほしいという人たちの要望が一番多いのも現実でありますので、働く場の確保、先ほど言いましたように、地元の企業を育てるのも含めて努力をお願いしたいというふうに思います。

あと1点だけなのですけれども、先ほど出ましたけれども、道路計画等いろいろの計画があろうかと思うのですけれども、できるだけ早く計画部分をお示しいただきながら、我々の生活に結びつくものがあるかと思えます。話は変わりますけれども、町長に、例えば入札を毎年、事務用品を含めて印刷用品、入札参加者は指定されるはずであります。例えば、みなかみ町に本社・営業所・事業所を置くものだけにする入札方法もあろうかと思えます。沼田市でも一部やっておりますけれども、例えばこれをやることによって20社なり30社なりが、みなかみ町の中に事業所を置かなければ入札できない。事業所税が当然生まれますし、貸し店舗、共同であろうが何しようが事務所に電話は置かなければならない。置けば事務所が必要になる。当然、人も必要になる。雇用になる。1つのパターンと思えますけれども、町長はこういう考えはいかがでしょうか。

議長（増田宗利君） 財政課長。

(財政課長 木村一夫君登壇)

財政課長(木村一夫君) ご質問にお答えいたしますが、全くそのとおりだと思います。ただ、現実的には、私どもも地元企業、文房具屋さんから備品等を購入したいというような考えを持っております。ただ、現実的に大手、前橋・高崎方面にある会社には価格面で負けるということは多々ございます。そういった面では、旧町村でも十分配慮いたしまして、小さい地元の企業からも購入をさせていただいております。今後、具体的な名前を出して申しわけありませんが、大気堂さんですとか幾つか大手もございますので、そういった意向にもっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長(増田宗利君) 松井秀明君。

(25番 松井秀明君登壇)

25番(松井秀明君) もろ刃の剣を持っているのも承知しております。価格の問題・地元の雇用の問題を含めて、今後検討していただければというように思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(増田宗利君) 松井秀明君の一般質問を終わります。

次に、1番島崎栄一君の質問を許可いたします。

(1番 島崎栄一君登壇)

1番(島崎栄一君) それでは、5つのことについて一般質問をしたいと思います。

1つ目は、新幹線の駅名変更の提案です。みなかみ町が誕生しました。「上毛高原駅」を「みなかみ駅」に変更するよう、JRに働きかけることを提案します。駅名と町名が一致すれば、今後の観光振興に大いに役立ちます。もし、早急に駅名が変わらなくても、みなかみ町として駅名変更に取り組んでいることが報道されれば、注目度が増してプラスになります。駅名変更の取り組み自体が町にとって得になることだと思います。最近、本庄早稲田が新駅として建設されました。新駅をつくることに比べれば、駅名変更の方が楽にできると思います。

2番目、図書館の充実。新治支所の図書室が3階から1階に移動し、利用しやすくなりました。庭にも面していて抜群によい環境です。月曜休みとなり、土・日に利用できるようになったことも喜ばしいことです。しかし、本が小説や絵本などの分野に偏っており、利用者が限られているのはもったいないことです。今後はバランスのとれた本を整備し、中身を充実していくようお願いいたします。また、旧3町村の図書室の本を融通し合っていけば、所有する本が効率的に生かせると思います。旧水上町の図書室に見学に行ったのですけれども、そのときにたまに観光客も寄って行って本を読んでいくということを聞きました。新治・月夜野・水上の図書室を都会から来ても「なかなかいいね」と思われるように充実させていけば、町民が楽しめるだけでなく、観光客が長く滞在したくなる町の

魅力の一つになるのではないかと思います。

3つ目は、リンゴの宣伝です。旧新治村や旧月夜野町では、リンゴの栽培が盛んです。古くて太いリンゴの木が広がる地区もあります。蜜入りリンゴはとてもおいしく、もっと人気が出てよいのではないかと思います。新町誕生でみなかみ町のリンゴとなった今、町としてリンゴのおいしさやリンゴ狩りの楽しさを積極的に宣伝していくようお願いしたいと思います。

4番目は、猿ヶ京幼稚園の復活です。新治の幼稚園が1つになり、永井や吹路から新巻まで長時間バスで通うようになりました。小さな幼稚園児にとっては大変なことです。地域の大人たちにとっても、朝10分、15分早いのも大変ですし、何か用事ができて迎えに行くときに遠くて大変です。猿ヶ京小学校の隣に幼稚園の建物が空家になっています。建物は使わないとだんだん傷んでいきます。まだ、新しい猿ヶ京幼稚園を使わないのはもったいないことです。もともと幼稚園なので、幼稚園として使う分には改造する必要はありません。町村合併で職員の余禄もできたと思いますので、ほとんど経費をかけずに猿ヶ京幼稚園を復活できます。猿ヶ京温泉の活性化に成功すれば、住む人も増えるでしょう。そのときに子育てしやすい環境を整えておけば、さらに活性化を加速すると思います。

新巻の幼稚園では、部屋が足りずにプレハブを足して教室にしています。プレハブ教室は、夏暑くてエアコンを使っています。子供の汗腺の発達にはエアコンの使用はあまりよくありません。猿ヶ京幼稚園が復活して、園児が分散すれば、無理してプレハブ教室を使う必要がなくなり、新巻に通う園児にとってもプラスになると思います。

5番目、選挙はがきの違反です。10月30日のみなかみ町長選挙で、選挙スタンプの押ししていない鈴木和雄さんの違反のはがきが広範囲に配布されました。新治の羽場・下新田・布施・西峰須川・湯宿温泉・相俣で違反のはがきが見つかっています。月夜野や水上の町営住宅で、はがきがポスティングされていたのを見たことがあるという証言もあります。公職選挙法では、町長選挙でははがきは2,500枚までと規定され、選管から証書をもらい、郵便局でスタンプを押して、郵便局が配ることになっています。それ以外のはがきを使用することは違反になります。選管で選挙前に説明会で配布された資料にもそう載っています。知らないでは済まされません。

今回の違反は、というっかり違反したのではなく、知っていて行った確信犯ではないかと思っています。印刷枚数は5,000枚、2倍刷ったと聞いています。100枚や200枚なら、もし全部が投票行動に影響したとしても当落は変わりませんが、2,500枚多いとなると話は別です。はがきをもらった2,500人のうち半分の1,250人に影響しただけでも当落は変わります。オリンピックで金メダルを取っても、ドーピングが分かれば金メダルは剥奪されます。はがきのドーピングが見つかった以上、今回の選挙結果は

受け入れられません。

今後、このような法を守らない選挙がみなかみ町でいつまでも行われるのか。それとも、ルールにのっとったまともな選挙が行われるようになるのかの分かれ道です。法を守らない者の方が選挙で有利になり、当選して町を運営するなら、町政でも法を守らず、自分の都合のよいように勝手な政治をしていく心配があります。その悪影響は、各方面に広がり、そのしわ寄せは子々孫々に及ぶと思います。民意を正確に反映する公正なまちづくりをするためには、公正な選挙をしていかなければなりません。

次の質問に教えてください。1、違反のはがきを何枚配布したのか。2、だれがかかわり、何人がかかわったのか。3、指示したのはだれか。4、鈴木和雄さんはこのはがきの配布が公職選挙法違反であることを認めますか。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 島崎議員のご質問にお答えいたします。

最初に、新幹線の駅名の変更についてであります。私も同感でありまして、上毛高原駅の駅名の変更ができないものかと思ひ、調べた経緯があります。その結果、駅名を変更する場合には、JRのコンピューターの変更、各種表示板の変更等に多大な経費がかかり、町の負担も10億円近くになると聞き、現状の財政状況では、断念せざるを得ませんでした。

また、だめであっても、その取り組みがマスコミ等に報道されることにより、みなかみ町の注目度が増すというご意見ですが、この考えには賛成であります。観光振興をまちづくりの大きな柱とするみなかみ町にとって、さまざまな分野において地名度が向上することは、大変重要なことでもあります。このため、観光新聞の発行や、マスコミ対策に力を入れていきたいというふうに考えております。手始めに、2カ月に1度定例記者会見を行うこととしました。今後もよい情報を発信したいと考えております。今回の提案につきましては、駅名変更ができない町というイメージもあり、見送りたいと思いますが、よい情報発信については、議員皆さん方のご協力をいただいて、これからもさらに進めていきたいというふうに考えております。

それから、図書館の活用につきましては、教育長の方から答弁をいたさせます。

次に、リンゴの宣伝についてでありますけれども、月夜野地区・新治地区、また水上地区においてもリンゴの栽培は盛んであります。こうしたことから、県外キャンペーンなどにリンゴを持っていきまして、観光宣伝を行っているところであります。合併後も取手市、11月に東京でキャンペーンがあり参加いたしました。パンフレットの配布とリンゴ・野菜などの販売も大変好評でありました。今後も機会あるごとにリンゴをはじめ、町の特

産物を宣伝してまいりたいと考えております。また、現在作成中のパンフレットにも掲載する予定で進めております。

次に、猿ヶ京幼稚園の復活についてのご質問でございます。現在、休園中の猿ヶ京幼稚園の活用についてのご質問かと思いますが、平成4年度建設当時は、30名程度の幼稚園児が入園していましたが、年々園児数が激減し、現在の猿ヶ京学区は13名程度となってしまいました。出生数の減少が数値としてあらわれる状況となり、猿ヶ京幼稚園保護者の方々との協議検討を重ねてきました。保護者の方々と教育委員会との協議の結果、平成13年度で休園することになりました。現在は本園で幼稚園教育を受けております。復活の考えは持っておりません。

次に、選挙はがきの違反についてお答えいたします。先般の町長選挙において、違法な選挙はがきが広範囲に配られたということではありますが、私はそのようなことは聞いておりませんし、配ったことも依頼したこともありません。したがって、各質問にお答えはできません。

以上であります。

議長（増田宗利君） 教育長。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） お答えいたします。図書の充実ということで、2点ご質問があったと思います。1つは本の種類のバランスということですが、担当がかなり苦労して意見を聞きながら選んでいますので、バランスがとれていると思っておりますけれども、かなり傾きがあるというご指摘ですので、これからよく調べて改善をしていきたいというふうに思います。

それから、旧3町村の月夜野・水上・新治の図書室の統一ということですが、これは検討をしないとわからないので、どういう利用の仕方があるのか、確かに、一緒になって図書等を回したり、そういうことをすれば有効であると思っておりますので検討させていただきます。図書に関する質問、大変貴重なご意見だと思いますので、特に図書館というのは、地域の文化の一つのシンボルですから、バロメーターにもなりますから、すぐには無理でしょうけれども、将来、立派な図書館ができることを夢見ておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

議長（増田宗利君） 島崎栄一君。

（1番 島崎栄一君登壇）

1番（島崎栄一君） では教育長に、続けて図書館のことなのですが、この質問をするに当たり、月夜野・水上の図書室も見させてもらいました。新治ももちろん見ました。水上

の図書室は場所は1階にあるのですけれども、窓の先がもう建物で、風景も悪い。それから、中に置いてあるテーブルも本当にこの机より悪い。さらにいすも本当にぼろい。予算の関係があるので大変かと思えますけれども、場所、または設備等の環境改善等もぜひ検討してください。よろしくをお願いします。

議長（増田宗利君） 教育長。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） 当然、それは検討しなければならないけれども、旧3町村の図書、私は水上が長かったものですから思うのですけれども、利用者はかなりあるんですね。ただ、いろいろな関係でなかなか場所もとれませんし、費用の関係もあつてうまくいかないのですけれども、今後とも改善に向けて努力したいと思います。

以上です。

議長（増田宗利君） 島崎栄一君。

（1番 島崎栄一君登壇）

1番（島崎栄一君） 次に、選挙はがきの方なのですけれども、町長の方の返事は、「そういうことが行われているということも聞いておりません。ですから、聞いていないし知らないので質問に答えられない。」という返答でしたけれども、実際に、先ほど言ったように新治の羽場・下新田・布施・西峰須川・湯宿温泉・相俣ということで、ほとんど新治中で配られています。実物があります。実物があるということは、さらに「25日の告示後に来た」という証言もちゃんとあります。ですから、これがもし本当だとしたら、これは物がありますから、これは公職選挙法の違反ですよ。

ですから、もう一度言いますと、本来は2,500枚の私製はがきに住所を書きまして、そろえて選管に持って行って、そこで数えてもらって証書を受け取って、その証書を郵便局に持っていくと、税金で2,500枚配布してくれるわけですよ。ですから、そのはがきには選挙というスタンプが押してあるんですね。これはルールにのっとっている。ただし、今回見つかったのは、その肝心のスタンプの押していない、実際にはだれが配ったかも私は2名知っているのですよ。ですから、手配りしているというのは事実なのですね。ですから、そういう選挙はがきを手配りするというのは、これは選挙違反ですよ。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） ただいまのご質問について、私は聞いておりませんので、仮定の話についていろいろ質問されても私は答えられません。私自身も選挙戦という船に乗せてもらって、当選というゴールに向かって一生懸命、私は遊説をやっていた方ですから、遊説と同時に街頭演説をして、支持の拡大のために努力をしていた人間ですから、一切かかわっており

ませんのでわかりません。わからないことに対して答えはできません。

以上です。

議長（増田宗利君） 島崎栄一君。

（1番 島崎栄一君登壇）

1番（島崎栄一君） 選挙スタンプの押していないはがきを手配りされることは、一般的に言って公職選挙法の違反ですよ。知っている、知らないではなくて、そういう行動がもし行われたとしたら、これは公職選挙違反になりますよね。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 実際のところ、何回も言うようにわかっていませんから、そういう疑問があるのでしたら、そういう関係機関に行って聞いたらどうでしょうか。私に聞かれても困ります。

議長（増田宗利君） 島崎栄一君。

（1番 島崎栄一君登壇）

1番（島崎栄一君） 聞くなということなのですが、選管で配布された資料には、規定のはがき以外のはがきを配ると選挙違反になるというふうに書かれています。知らないでは済まされないのではないかと思います。個人的な行動で余った分をちょっと配ったというのでしたらそうでもないのですが、何千枚単位ですから、組織的な違反ではないかと感じています。

以上、質問を終わりにします。

議長（増田宗利君） 島崎栄一議員の一般質問を終わります。

次に、19番馬場春夫君の一般質問を許可いたします。

馬場春夫君。

（19番 馬場春夫君登壇）

19番（馬場春夫君） 19番馬場。通告に従いまして、一般質問を行います。私の質問時間は合計で40分ということになっておりますが、町長からいいお答えがいただければ、時間にこだわらず早目に終了したいと思いますので、よろしく願いいたします。

1問目は、水道料金の引き下げについてであります。現在の水道料金は、月夜野地区と新治地区において、基本料金は1カ月10・・・まで1,100円、水上地区で550円となっております。2倍の格差がありますが、私はただ単に格差の是正とか、料金の引き下げを言いたいものではありません。将来にわたって水道料金の引き下げを考えると、コストの削減を考えずに料金の引き下げはありません。水上地区において水源は上にあり、水道水は上から下へと流れ、月夜野地区においては、水源が主に利根川流域にあるため、

水道水は一たんポンプアップで上げ、下へ流しております。ポンプアップの電気料、またそれらの設備のメンテナンス等、多額になっております。

先月、厚生常任委員会で管内視察を行ってまいりました。そのときに、予定には入っていませんでしたが、水道課の職員からぜひ見てもらいたいということで、水上地区の谷川にある取水ポンプ場に案内されました。そこで目にしたのは、取水をオーバーフローした原水がまさに滝のように放水されておりました。その量は1分間に約20トンだと聞いて大変驚きました。1日では2万8,800トンにもなります。この原水は、新幹線のトンネルより出ているもので、水質もよく、浄化しないでそのまま使えるということであり、この原水を月夜野地区に引いて上水道に利用すれば、水も上から下へ流れ、コスト削減になり、安くうまい水が飲めるようになるのではないかと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

次に、第2問目ですが、1級町道後閑一師線の拡幅についてお伺いいたします。この件については、平成12年より師区において、町道拡幅推進委員会を立ち上げ、住民の意見を集約し、町当局と取り組んできたという経過があります。平成14年に工事の概要が住民に示され、工事金額・道路規格・ルート等が明らかにされました。町当局でも、関係住民の方々よりアンケートをとり、理解を得るよう努力もされてきたのでありますが、平成16年2月に、町当局より計画を断念する旨の回答があり、推進委員会もこれを確認しております。

このときの報告として、当時の建設課長よりの発言として、「アンケート・聞き取り等により、現道路線の拡幅で地権者全員の合意がいただけたと理解している。合併等、諸情勢の変化があっても、最優先事業との位置づけで取り組みたい。白紙に戻すことは、町としては考えられない。」と報告がありました。これらの報告でどうこうというわけではありませんが、道路拡幅は、師住民や児童の安全通学を確保する上において、今でも師住民の願いでもあります。町長のお考えをお聞きいたします。

以上で私の第1回目の質問といたします。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 馬場議員の質問にお答えいたします。

最初に、水道料金の引き下げについてお答えをいたします。水道行政は、住民の皆様に安全で安心して飲める水を必要なときに必要な量、安価で供給する使命を持っております。馬場議員ご指摘のように、低廉な水道水を供給するためにコスト削減に努めておりますが、これにも限度がありまして、抜本的な対策が求められているところであります。谷川の新幹線の原水を利用すれば、コスト削減につながるのではとのご提案ではありますが、実現す

れば確かにコスト削減につながると思います。3カ町村が合併し、それぞれの町村で保有していた固有の財産を増やすことなく分かち合えることは、まさに合併の効果そのものがあります。ぜひともご提案の内容につきまして前向きに検討していきたいと考えているところでございます。

もちろん水利権はJRにあります。これは昭和58年にJRと覚書を交わしており、現在湧出している水は自由に利用してよいということになっているようです。しかし、この覚書を交わすに至るまでは、新幹線のトンネル工事時代、谷川地区に発生した谷川湧水問題という深刻な覚えがあり、安定した水道水の供給はもちろんのこと、トンネル内から放出している水は、谷川地区からの強い要請で谷川の清浄の流れと河川景観を保持するためのものであり、当時の町と鉄健公団・JRとの協議に基づいた措置であったと伺っております。したがって、この問題に関しては、過去の経緯も踏まえて慎重に対処することが肝要であると心得ております。何卒ご理解を賜り、今後のご協力をお願い申し上げます。

参考までに、JR東日本株式会社との覚書は、昭和58年3月31日付で行っておりますけれども、上越新幹線大清水トンネル寄りのトンネル湧水を毎分15トン、日量に直しますと22万1,600トン取水してよいとの約束があります。水上地区で使用している給水量は1日800トンですが、現在、関越自動車道関越トンネルの湧水を日量3,700トン取水しており、不足量約日量4,300トンがこの新幹線トンネルの湧水を取水しております。そうしますと日量約1万7,300トンの水に余裕があるということになるわけでありまして、月夜野地区は日量約4,200トンの給水量が必要でありますので、十分賄えるものと考えられます。

また、月夜野地区は利根川で取水し、ほとんどポンプアップし給水しておりますので、年間約1,500万円ほどの電気料等がコストダウンになるのではないかと考えられます。しかし、水上地区と月夜野、新治両地区にある水道料金を考えた場合に、水上地区の水道会計はパンク状態にありまして、値上げして3地区が均衡のとれたときの収支を見て、料金値下げを考慮したいと思っております。なお、今後の取り組みといたしましては、早速に認可変更、実施設計をして予算の概算をまずはつかんでいきたい。その上に立ちまして、検討もし、議会の皆さん方にもお示しをいたしたい、このように考えているところであります。

続きまして、一般町道の後閑一師線の拡幅についてお答えをいたします。この路線につきましては、選挙中よく通らせてもらいまして、実情は理解をいたしております。主要な1級町道であると私の町長就任のあいさつでも触れております。後閑側も広くなり、沼田側も広くなり、師の道路が取り残されているような形になっております。この路線は、主要地方道沼田一水上線師街道踏み切り交差点を基点として、沼田境までの約2kmの1級

町道であります。全長のうち約0.5km区間は既に改良済みとなっており、残り1.5kmが幅3.5～4m付近でありまして、沼田市への通勤・通学路として朝・夕は大変混雑し、非常に危険な路線であります。特に幅の狭いグリーン帯を歩く通学の子供たちは、体を小さくして車を避けている現状であることから、早急に地元調整を行い、子供たちが安心して安全な通学ができるような、そういう道路整備をしなければならないと考えております。また、みなかみ町から沼田市へ通勤・通学の基幹道路として、機能を十分発揮できるような道路計画を進めていかなければならないと考えております。

大変に厳しい財源の中ではありますけれども、町民の安全確保を第一に考え、限られた財源の中で有利な地方道路交付金事業、これは国が55%であります。この事業を活用し、補助残の95%を合併特例債で対応し、町単独の持ち出しを2.25%、すなわち当面、225万円あれば1億円の事業ができるということになりますので、地権者の同意が得られれば、早期に実施していきたいというふうに考えております。ぜひ、馬場議員をはじめ、議会の皆さん方の特段のご理解とお力添えをお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（増田宗利君） 馬場春夫君。

（19番 馬場春夫君登壇）

19番（馬場春夫君） 今、町長から2件につきまして、前向きなご答弁をいただきましてまことにありがとうございます。

現在の月夜野地区の1日の給水量、それが4.2トン。それから計画の1日の最大の給水量というのは9.5トンですので、約3倍はありますので、かなり期待できるというふうに思っておりますが、谷川地区の方々の景観に対するご心配があるようでございます。要するにまさに滝のように流れている。景観としてはすばらしくいい状況にあるかと思えます。その辺のところもまた谷川地区の方と感情の点もあると思えますが、ぜひよい方向に向かわれるようにご協議をお願いしたいと思います。

それで今、原水が出ている場所は、標高537mと聞いておりますが、月夜野地区の上水道、簡易水道をどこまでカバーできるのか、お聞かせください。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 今の馬場議員が言われますように、谷川地区の皆さんに十分にご理解をいただかなければ、この事業は進められないというふうに考えております。今後、そのように努力をしていきたいというふうに考えております。そして、この水につきまして、月夜野地区がどの程度まで給水できるかという一つのお話でございますけれども、この水源が確保できるとすれば、月夜野地区内の給水区域の大部分は給水可能となると思えます。

議長（増田宗利君） 馬場春夫君。

（19番 馬場春夫君登壇）

19番（馬場春夫君） この原水というのは大変に上質でありまして、浄化しなくてもそのまま使用できるというふうに聞いております。現在、月夜野地区のカルチャーセンターの南側にある北部簡易水道の浄化槽設備は、クリプトストリジウム汚染という、要するに細菌に配慮された設備ではありますが、この原水を利用することによってこの設備も要らなくなるのではないかと思います。そして、日々の管理、それからメンテナンス、将来発生するであろう更新も不要になるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 仮に利用できるとすれば、不要ということになるのかもしれませんが、やはり、今後のことも考えて、危険分散の面からも最新の施設は有効に利用した方がよいのではないかと考えておりますので、またご提案の件につきましては、これが完成の暁にいろいろと考えてみたい、このように思います。

議長（増田宗利君） 馬場春夫君。

（19番 馬場春夫君登壇）

19番（馬場春夫君） それで、松井議員の方からも質問があったように、要するに工業を誘致して住民の雇用も増やしてほしいというときに、やはり水というのも重要な要素になってくるのではないかとこのように思います。ですから、今捨てられているというと語弊があるかもしれませんが、放流されている水をそういった工業的な方にも利用すれば、収入も上がって、水道料金の引き下げにもつながるのではないかとこのように思います。

今、世界の方でも「もったいない」というこの日本語そのままの言葉がはやりつつあるというふうに聞いております。このただ同然に放水しているようなもったいない水を早急に手当てをして、水道料金の引き下げに結びつけていただきたいというふうに思います。

以上で1問目の質問を終わります。

議長（増田宗利君） 地域振興課長。

（地域振興課長 林 昭君登壇）

地域振興課長（林 昭君） 先ほど、松井議員にお答えさせていただいたような形で、群馬県の方から現在2社ほど、食料品会社の誘致の候補地がないかということなのですけれども、これも日量5,000トン、しかも地下水がほしいというようなことをございまして、そういった水が使えるところはなかなか水上ぐらいしかないのかというようなことで、また水上地内がいいのだというような問い合わせもございますので、そういった形でお答えは県の方にはしておるとこのような状況でございます。向こうの企業の方から来れば、今後い

ろいろ詰めて、可能かどうかは検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（増田宗利君） 馬場春夫君。

（19番 馬場春夫君登壇）

- 19番（馬場春夫君） それでは、追加して今三峰トンネルからも、要するに湧水が出ております。それは日量500トンぐらいですから、この水と比較すると微々たるものですが、アルカリ水になっております。pHが9.5というふうに非常にアルカリが強い水なのですね。ですから、そのまま水道水には使えませんが、そういった工業的、また飲料水、缶、それからペットボトル等の飲料水であればアルカリ水として使えますので、その辺のところもまた一緒にご検討願えればというふうに思います。

それから、道路拡幅推進委員会というのが師でもできまして、ルートは2案出されました。1つの案に絞られたのですが、今後はどのような形で進めたいと考えておりますか。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

- 町長（鈴木和雄君） 具体的なお話ですけれども、今までのこの道路改良について取り組まれてきた経緯があると思います。それだけに、まずは今日までの経過を振り返り、そしてまた住民の方の意見も聞いたり、さらにはまた変えるべきところは変えるような姿勢をもって臨むのが肝要であろう、このように考えています。

議長（増田宗利君） 馬場春夫君。

（19番 馬場春夫君登壇）

- 19番（馬場春夫君） この師の道路の拡幅に関連して、高速道路の料金所がすぐそばにあるのですけれども、あそこでよく「高速道路に乗るにはどうしたらいいのだ」というようなことを聞かれることがあります。それで今、あその望郷ラインも通行する車が非常に少ないということで、県の方も悩んでおるようでございます。師の道路からその料金所の方に乗り降りができれば、望郷ライン、または水上地区の発展にもつながっていくのではないかとこのふうにも思いますので、料金所への進入道路も並行して進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

- 町長（鈴木和雄君） この関係は、道路公団の意向もありますので、ここで即答はできませんけれども、確かに今お話のとおり、望郷ラインの交通量が大変少ないという1つの話の中から、これをうまく利用して交通量を増やすべきだろうという1つの提案、まさに大切なことであろうと思います。したがって、県民局とまずよく話し合いをしながら、その辺

の方向づけはしていきたいと思います。さらにまた、望郷ラインにつきましても、今のインターの周辺との接点をうまくつくっていくことは、もちろん大事だと思いますけれども、加えて大事なことは、やはり望郷ラインを上毛高原駅につなげるような1つの発想の中でこれからは取り組んでいくことが大事なのだろう、それをすることによって、利根沼田地域が上毛高原と一体化になりまして、このみなかみ町の発展にもつながると思いますので、この望郷ラインのアクセス・接点をどのように作り上げていくか、あわせて検討していきたいと思っておるところです。

議長（増田宗利君） 馬場春夫君。

（19番 馬場春夫君登壇）

19番（馬場春夫君） これで私の一般質問を終わりたいと思いますが、町長から後閑一師線の拡幅については、実現に向けて積極的に取り組んでくださる旨の回答がありました。私も地元議員としてスムーズに協議がなされて工事が着工できるように努力いたします。

以上をもちまして、私の一般質問といたします。

議長（増田宗利君） 馬場春夫議員の一般質問を終わります。

議長（増田宗利君） この際、休憩いたします。

午後2時50分休憩

午後3時10分再開

議長（増田宗利君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（増田宗利君） 次に、35番生方昭一君の質問を許可いたします。
生方昭一君。

（35番 生方昭一君登壇）

35番（生方昭一君） 35番生方昭一です。お許しがございましたので、通告に従いまして3点について質問をさせていただきます。

初めに、遊休農地及び耕作放棄地について。農産物の低迷により、生産者の意欲を損なう農政により、後継者不足で遊休農地や耕作放棄地が至るところにあり、荒れ放題である。国では遊休農地解消策として、今回の農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農業委員会の指導・権限が強化され、それとともに、遊休農地所有者に対する市町村長の措置命令制度が創設され、命令に従わなかった場合は、30万円以下の罰金が科せられます。町ではいつごろから実施されるのか、お尋ねいたします。

2点目、農地の売買について。先ほど申し上げましたとおり、遊休農地が点在しており、

隣接地の方は大変迷惑をこうむっております。これも後継者がいないからであり、荒地になるものです。土地持ち非農家が年々増加して、先行きが心配でなりません。そこで、遊休農地解消策として、農地売買の緩和を提唱します。農地を買うにも制約があり、買うこともできません。旧3カ町村の制約は別々であります。旧水上町は30アール、旧月夜野町は40アール、旧新治村も40アールであります。町も合併された以上、制約を統一すべきと思います。

例といたしまして、県内でも上野村及び神流町では、20アール以上あれば購入することができます。農業委員の選挙においては、10アール以上耕作しておれば選挙権が与えられます。新町みなかみ町も合併になり、農業と観光で日本一のまちづくりに邁進していくには、遊休農地は景観上目ざわりであります。他町村並みの20アールぐらいの緩和をすれば、農地も動き、遊休農地の解消策につながると思います。町長のお考えをお聞かせください。

最後に、滞納対策について。新町みなかみ町において、税金の滞納は高額であるとお聞きしております。旧新治村は、議会でも議題に上がるのが滞納の話であります。滞納整理をどのように行えば完納になるか、審議はしますが、結論が出ないのが現実であります。税金は納税者の義務であり、税が完納でなければ自治体は大変であります。そこで私は、税務課内に徴収対策室を設置し、税徴収の改善、改革を行えば、完納に結びつくと思います。

この案は、実は沼田市で合併に伴い実施しております。新聞によれば、沼田市では今年度上半期の市税状況をまとめたところ、滞納繰越分の収入額が前年1年間を上回るなど、大幅に改善されたそうです。全額で見ますと、滞納繰越分の収入額が前年1年分を2,700万円上回る6,800万円であったそうです。新みなかみ町もよいことはまねをしてよいと思います。「正直はばかを見ない」政治をぜひ行っていただきたいと思います。

以上、3点についてお答えをお願いいたします。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 生方議員のご質問にお答えいたします。

まず、遊休農地及び耕作放棄地対策について、お答え申し上げます。農業経営基盤促進法が改正され、遊休農地の改善措置命令が町村長権限で発令できるのではないかとのご質問ですが、この促進法は、本年9月1日から施行されました。措置を発令するには、まず農業委員会より改善勧告がなされ、その指導に従わなかったものに対し、市町村長が措置命令を発令するわけであります。農業委員会が改善指導をするためには、県が遊休農地解消のための基本方針を作成します。これに基づき、市町村のマスタープランの策定を

しなければなりません。法律改正に伴い、県や市町村は現在、基本方針の改定に着手している段階であります。改定手続が終了しまして、遊休農地対策措置に着手できるわけであります。

この遊休農地の改善措置命令の内容は、雑草の繁茂による病虫害の発生や、景観の崩壊、水管理上の支障の発生等、周辺の地域の農用地に著しい支障が生じたり、生じる恐れがあるときは、草刈りや薬剤の散布による殺虫、土石の排除等、その状況に応じた必要な措置を講ずるべきことができます。みなかみ町の遊休農地は、平成16年農業振興整備計画で255ヘクタールで、耕地面積の9.9%を占めております。町では、遊休農地の防止対策として、中山間地域直接支払制度や農地保有合理化事業に取り組んでいるところであります。

次に、農地の売買についてお答え申し上げます。農地の売買についてでございますけれども、まずは農地を取得する際に、権利取得後の経営面積が一定以上にならないと許可されないという下限面積制限がありまして、群馬県の下限面積は原則的に50アールであります。しかし、平均的に経営規模が小さい地域などでは、一律に適用することが実情に適さない場合には、知事が農林水産省に定める基準に従い、50アール以下の面積を定めることができるので、これにより旧月夜野町と旧新治村が40アール、旧水上町が30アールとなっております。

3町村が合併したのだから、この面積についても統一すべきとのご意見ですが、地域の平均的な経営規模によるもので、合併によりこれが変化するという性質のものではありません。将来、地域の平均的な経営規模が変動するなどの状況になれば、県において検討することになると思われまます。1町村の中で異なる下限面積を設定している例といたしましては、沼田市では旧沼田町。これは昭和29年合併前の地域ですが、30アール、その他の地域は50アールとなっております。このような制度になっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、滞納対策についてお答えいたします。新町みなかみ町の平成17年度一般会計滞納繰越額は約10億9,900万円であります。また、国民健康保険会計では、約1億3,900万円でありまして、合計で12億3,800万円となっております。新町発足から2カ月有余、旧3カ町村から引き継ぎました滞納繰越額の圧縮を図るべく、通常収納と多額の滞納繰越額に効果的な対応策をつくるために、大量の滞納者整理表を調査して、どのような条件で滞納しているか、滞納状況の把握と収納方法を検討しているところであります。そして、滞納義務者間の公平な税負担を求めるために、徴税法、民法等の諸法規を遵守し、理解と協力が得られるよう、次の収納対策を講じていきたいと考えております。

まずは、電話や訪問催促しても、納税の意志・誠意を示さないなど、誠実性を欠く滞納

者には、財産の差し押さえなどの強制手続を行い、町税の回収を図ってまいります。また、大口滞納者にあつては、滞納相当額の換価物件の担保提供を強く求めることにしたいと思っております。滞納1年未満の未納者を滞納者としないために、納期の20日以内に発送する督促状の時点から、電話や訪問によって納税を促し、年度内納税を強く求めて、滞納繰越額の増大の防止に努めていきたいと考えております。また、夜間・休日納税相談等によって、納税者はもとより、広く町民に宣伝・啓蒙活動を行い、納税意識の高揚に努めてまいります。さらに、年に1回のキャンペーンとして、滞納町税特別徴収を実施し、税務課職員の手を超えた役場職員による滞納者の自宅訪問を実施する考えております。

三位一体改革や不況などが原因で、多くの自治体が深刻な財政難に陥っている状況下にあります。本町はさらに厳しい状況にあるだけに、さらに滞納額を減らす努力を重ね、それがためには、勇気と英断をもって徴税の強化対策を図る決意であります。また、税収関係に多額の未集金がある場合は同様に、他の公金収納におきましても、未集金が発生していることから、行政組織を横断する組織が必要であります。

そこで、町長の諮問機関として、行財政改革調査会を設置して、直面する財政危機と税・料金・使用料など、莫大な滞納を今後どのようにして処理して町民の期待と信頼にこたえるか、貴重なご意見とお力添えをいただきたいと考えております。そして、このご提言をこれからの町政を進めるに当たっての柱として、積極果敢に取り組んでいきたいと考えているところであります。

以上です。

議長（増田宗利君） 生方昭一君。

（35番 生方昭一君登壇）

35番（生方昭一君） それでは、再質問をさせていただきます。

第1問目につきましては、理解しておりますけれども、2問目の農地の売買については、今のところ町長は統一するという気持ちはない、各農業委員会等が提案で上げてくればそこで検討する、そういう考えでよろしいですかね。

議長（増田宗利君） 農政課長。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） 農政課長です。生方議員がおっしゃるように、今、非常に兼業農家が増えています。それと同時に、現在、国の方でももう少しきちんとした農業経営ができるようにしようということで、今回法制改正しました。この農地を認定農業者に集積しましょう、それから地域の営農集団に集積しましょうというようなことで、補助事業等については、認定農業者は4ヘクタールというような数字を示しました。営農集団につきましては、20ヘクタール、このものに対して補助をしましょう。今までのようなばらまき行政

はやめましょうという方針を打ち出したところでございます。それと同時に、中山間地域というこちらは条件的に不利でございます。県知事によってその辺は緩和措置があるというような扱いになっております。

それと、今言われたように、少ない面積でも農地を買うなり、借りるなりできるようにしてくださいというお話なのですけれども、これは今現在、できる方法としては、1つは特区申請というのがあります。これですと、みなかみ町で申請して10アールでも売買や借り貸しができますという国に特区申請をするわけなのですけれども、ただ今言いましたように、土地を集積する認定農業者の足かせにならないかということもございます。そんなことで、総合性を認定農業者や地域営農、これらを含めたり、また10アールで貸し借りができた、このようなことでうまい策はないかと今検討しているところなのですけれども、両方をうまく持っていければいいというふうに考えているということなのです。ですから、まるきりだめということではないのですけれども、ただ、今のままで買おうとしてもそれはだめだという話でございます。

以上です。

議長（増田宗利君） 生方昭一君。

（35番 生方昭一君登壇）

35番（生方昭一君） 町長がよく言う「年金プラスで60万円」という政策を、新治村長の時代に唱えておりましたけれども、我々の年代の人たちは、二、三男対策として兼業農家が大変多かった時代がありました。兼業農家で60歳定年まで頑張ってきて、定年後は土地を買い、年金に対して60万円の収入を上げたい、農業でもやりたいという人も大分出てきておりますので、土地の売買をなるべく規制を緩和してもらえればありがたいと思っております。

それでは、納税について。私は先ほど町長からご説明をいただいて、本当に前向きに徴収していますけれども、延滞金がありますね。それを削減するなり廃止して、延滞金をサービスして、収めなくてもいいから納税してもらえませんかという案も一つの手ではないかと私は考えております。やはり実際のところ、納税者も苦しいと思いますよ。そういう手を使って納税に歩くことも大事だし、それで先ほど私は徴収対策室を設置したらどうかということに対しては、町長は設置しないで今の職員体制でやっていきたいという考えでいいのですね。

議長（増田宗利君） 税務課長。

（税務課長 林 文博君登壇）

税務課長（林 文博君） 延滞金の廃止ということは、法律で決まっています恐らく14.6%くらいつくのですよ。それを廃止するということはちょっとできないと思います。

議長（増田宗利君） 生方昭一君。

（35番 生方昭一君登壇）

35番（生方昭一君） 昔、私は経験があるのですが、新治村の時代に延滞金はいいから納税してくれとそれで完納した例も聞いておりますので、参考に、今の町長のときではなく20年も30年も前のことです。そういう方法もあるということを提案しておきます。

議長（増田宗利君） 税務課長。

（税務課長 林 文博君登壇）

税務課長（林 文博君） 伺っております。それと徴収対策室ですか。その関係なのですけれども、先ほど町長の方から答弁があったと思うのですけれども、行財政調査会、そちらの方でいろいろな角度から膨大な資料・滞納額・税・料金・使用料を含めまして、その中でご検討いただきまして、どういう方法がいいのか提言していただきまして、それに基づいて実行していきたいと思っております。そう考えております。

議長（増田宗利君） 生方昭一君。

（35番 生方昭一君登壇）

35番（生方昭一君） ただ今、町長はじめ課長からご丁寧な説明をいただきまして、私も納得いたしました。正直者はばかを見ない政治をぜひともよろしくお願ひしたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

議長（増田宗利君） 生方昭一君の一般質問を終わります。

次に、39番倉澤長男君の質問を許可いたします。

（39番 倉澤長男君登壇）

39番（倉澤長男君） 39番倉澤長男です。通告によりまして一般質問をさせていただきますが、その前に町長に一言ごあいさつをさせていただきます。去る10月30日の新みなかみ町長選にご当選、まことにおめでとうございます。この時代、国・地方ともに共通財政難のとき、大変ご苦労が多いことかと思っておりますが、勇断、実行力のある政治手腕をお持ちの町長に大きなご期待を申し上げる次第でございます。日本の経済、経営会社の神様と賞されました故人松下幸之助氏が、過去「政府とは日本経営会社だ」と語っておりましたが、どうぞ、みなかみ町の町長もみなかみ町経営の会社の社長にご就任もしていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。3点質問させていただきますが、旧月夜野都市計画整備事業について。2つ、月夜野温泉三峰の湯本移設について。3つ、前者生方議員からお尋ねがございました。町税滞納徴収方針対策について、3点を質問させていただきますが、よろしくお願ひいたします。

さて、旧月夜野町、都市計画整備事業について。私は、矢瀬親水公園より利根川右岸を

南下する矢瀬－悪戸線約2.1kmに係る計画事業について、地元議員としてまず経過を報告させていただきます。この事業は、矢瀬蟹峠区画整備事業として、1975年から83年に用途地域として線引き計画されてございます。また、この地区は利根商のグラウンド等施設がありまして、利根商の負担金の調整、また、利根川の流域の堤防沿いにも位置しておる関係で、土木事務所の行政指導等々、クリアする関係が大変多くあり、事業推進に歳月が必要となってきました。特に利根商グラウンドの同地区の中で、この利根商グラウンドがしかもこの事業の減歩率が30%と言われておりますが、減歩を30%としますと、利根商の丸いグラウンドが三角になってしまう。これでは、利根商のグラウンドとしての機能が保てない等々の事情がございまして、区画整理事業に対しては、利根商では減歩充当を代金で対応することになりました。

参考までに、この事業計画を申し上げますが、矢瀬蟹峠区画整備事業、総事業費16億1,100万円、ただしこれは平成5年・6年の発表でございました。今日ではこの数字ではとてもできません。今後、整備するとすれば大きな金額になるかと思えます。総面積は22万9,399平米、約23ヘクタール、土地の所有者が107人、利害関係者が117人、区画が100～120坪区画で300区画、減歩につきましては、ただ今申し上げたように29.6%、約30%が減歩でございまして。地元地権者の負担金が、当時の数字で9億9,900万円。これは言うまでもございませぬが、1区画110～120坪の区画の中で、平均110坪として坪10万円掛ける110坪、90区画を売却しなければこの工事費が捻出できない。さらに、旧月夜野町の負担金7億6,800万円。利根商の負担金が2億3,100万円という数字が発表され、聞いております。

さて、私は数字のことを申し上げましたが、平成5～6年のお話でございまして。建設課長にちょっとお尋ねしたいのですが、これからこの宅地造成整備をこれから仮に進めるとしたら、今どのくらいの総事業費がかかるのか、概算で建設課長にわかる範囲でお聞かせいただければありがたいと思えます。今後、この事業を建設するとき、宅地の需要供給のバランスが大きく様変わりしていると思えます。私は、工事費充当相当の宅地売却は、90区画、いや110、120区画以上をこれから売却するということはたやすいことではない昨今ではないかと思えます。今日の社会情勢は、大変大きく変化し、県下各地で住宅整備分譲地が売却に大変苦慮しておることは、ご承知のとおりです。

失礼かと思えますが、あのすばらしい旧新治村の消防署の隣のうららの郷、私は先般行って見せていただきましたが、環境が大変すばらしい。私はお金があれば冬の間だけうららの郷に住まいを移したい、そんな心境でございまして。すばらしい土地です。値段も聞いてみれば決して高い値段ではございませぬ。埋設によって柱が1本も立っていないすばらしい環境です。前方に河川があって、将来ビルが建って日陰になるなどの環境は到底ない。

そのうららの郷も、なかなか聞くところによると75区画が23～24の区画が売却というようなことで、これは身近な一例の話でございます。そんな中で、この昨今の社会情勢を見る中で、都市計画事業をどう進めていくべきか、町長の考えを聞かせていただければありがたいと思います。

2点目、月夜野温泉、「三峰の湯」本移設についてございますが、まずこの温泉は、平成3年より仮設の建物でオープンいたしました。泉質もよく、利用者より大変好評をいただき、大勢の利用客を受け入れておりますが、維持経費も大変大きく、担当の発表によれば、平成3年より平成15年までの13年間、1年平均710万円の赤字を見てまいりました。今日、群馬県下の日帰り温泉施設は、公私あわせますと100箇所以上営業してございますが、私はこの日帰り温泉施設は、経営管理・維持などで既に戦国時代に入ったのではないかと思っておる次第でございます。私はこの時代、みなかみ町立温泉ではなく、民間企業の誘致に切り替え、本移設すべきかと思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

3点目、町税滞納徴収方针对策について申し上げますが、先ほど、生方議員よりご提案いただきまして、町長のお考えも伺いました。ダブる点は結構でございます。聞く中で、町長の滞納に対する考え方は理解させていただきました。ただ、数字にこだわるつもりはございませんけれども、先ほど町長から報告いただきました数字と私が調べた数字と若干違うのですが、町税の滞納金額、一般ですが10億9,254万4,097円。これは平成17年10月30日現在、うち入湯税が8,781万6,110円滞納になっております。上下水道金額が2億2,470万3,191円。これは12月2日現在、合計しまして14億5,633万7,288円。私が税務課より調べさせていただいた数字、若干数字に違いがあるやに見えましたので、申し上げました。

この滞納につきまして、先ほど町長のお考えを聞かせていただきましたので、ぜひこの滞納整理を迅速にさせていただくことをお願いいたしまして、第1回目の質問を終わります。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 倉澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初に旧月夜野町都市計画事業整備についてのご質問でございます。倉澤議員の一般質問の趣旨は、利根川右岸の利根商グラウンドの南北を区域として計画された都市計画事業の矢瀬蟹杵土地区画整備事業計画を、農業振興基盤整備事業の土地改良事業に変更してはとのご意見もあるのですね。この月夜野の都市計画は、昭和48年10月、7,076ヘクタールの都市計画区域の決定がされ、昭和51年4月に274ヘクタールの用途地域の決定、そして昭和55年10月、国有林を除く5,603ヘクタールの都市計画区

域の変更決定、昭和50年から58年にかけて国道17号線バイパスをはじめとする都市計画道路6路線、総延長12.5kmの決定など、計画的なまちづくりのため、事業を担保して建築基準法等の諸法規による規制と誘導を使い分けて、事業化の暁には計画行政の趣旨をもって良好な市街地形成を図ることとしたわけであります。

また、計画決定のみならず、事業も3地区の土地区画整理事業276ヘクタールを処理区域とする公共下水道事業、児童公園・中公園等の5カ所の都市公園事業、道路改良済み1.9km、改良中5.8km、未改良5.1km、都市計画道路事業等の都市施設整備を促進し、その整備効果は広く町民が認めるところであります。

さて、矢瀬蟹杵土地改良区画整備事業であります。月夜野地区の中にありましては、日照等で自然環境の厳しい部類に属しますけれども、整備後は上毛高原駅や後閑駅へのアクセスのよさや、小・中学校、金融機関、小売店舗等々の公共公益利便施設が徒歩圏内に位置する恵まれた地域でありますとともに、周囲の谷川岳、利根川等の借景はすばらしいものがあります。厳しい自然環境を差し引いても整備効果は余りあるものがあるのではないかと考えております。本地域には、利根商業高等学校の運動グラウンドを地区内に有し、月夜野都市計画の骨格となる都市計画道路が南北に縦断する路線型区画整理で、行政効果が高く位置づけられております。

しかし、平成14年3月の地権者の総会におきまして、土地需要・金融緩和による借入検討の環境が整うまで事業は見合わせ、都市計画道路についても区画整理とセットで整備し、先行実施は行わない旨が決定されていると伺っております。一時、施工を断念したという一つの経緯がありますけれども、再度、地権者調整を行いまして施工したい。事業着手時の財源確保等々の諸問題を解決して実現に取り組みたい、そのような考え方の中で今般都市計画課を昇格し、昨日課長等に内示をしたところでございます。

ご質問の、農業サイドで基盤整備ができないかというような1つの内容であろうと思えますけれども、今日までの経過を踏まえ、県とも相談をした経緯があるわけでございますけれども、「そのような前例はない。大変に厳しいものがある。」というふうには伺っております。今後、この事業を進めるに当たりまして、この地区については、どのような方向が一番ベストであるのか、事業等々をうまく照らし合わせる中で、検討できるものは検討していきたいというふうに思っているところでございます。ともあれ、新生みなかみ町の発展は、私はこの都市計画事業の完成のいかにかかっていると言っても過言ではないというふうに理解をしております。この事業について、精力的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解とご協力、お力添えを賜ればありがたいと思う次第であります。

次に、月夜野町の月夜野温泉三峰の湯についてのご質問であります。昨年12月に月

夜野町議会全員協議会において、民間活力の導入の方向が決められ、本年1月には民間業者の公募が実施されたと伺っております。その後、産業建設常任委員会において検討されましたが、本年8月には合併を控え、計画が休止になっていると伺っております。新町まちづくり計画では、地域の資源を生かし、住民参加のまちづくりを進めることがうたわれております。そうした観点からも民間活力を導入した温泉資源の活用は、大いに検討すべきであると考えております。これからも、まちづくりにおきましては、地方自治法の改正により指定管理者制度が導入されましたように、公設民営も自治体経営の一つのあり方としてとらえ、より効果的な住民サービスの提供を求めていかなければならないと考えております。

三峰の湯につきましては、施設が老朽化していること、ポンプ交換等、源泉の維持の問題、新たな建設用地の取得が終了していることや、周辺地域の方々のご意見等も踏まえて、休止している計画の再検討をしたい、このように考えているところであります。

なお、滞納につきましては、先ほど生方議員にお答えしたとおりであります。倉澤議員の方から、一般会計を含めての滞納額の繰越額が違うというお話でありますけれども、まさにそのとらえた時点が違いますから、当然違うわけであります。私がお示しをいたしましたのは、平成17年9月30日をもちましてそれぞれ旧町村の会計を閉じたわけでございますけれども、そのときの数字を、その時点の滞納繰越額を申し上げたわけございまして、先ほど倉澤議員が言われました金額は、10月30日の数字でありまして、したがいまして、それだけ滞納が増えているということになるのではないかと、このように思います。

以上です。

議長（増田宗利君） 倉澤長男君。

（39番 倉澤長男君登壇）

39番（倉澤長男君） さきに町長から私の考え方にお答えいただいたのですが、1番の都市計画事業に関してですが、実は旧月夜野町時代に、「用途地域から農振地域に指定変更できないものか。現地は99%水田です。時代が変わりました。」と町の農林課長に提案いたしましたところ、今町長がおっしゃったように、「県の指導では、県下に事例がない。」こういう話を私は前農林課長から聞いてございます。もちろん、これはあくまでも地元の一議員としての提案まででございます。最終的には、できるできないは法の定めがもちろんございますが、方向は地権者が決断することでございます。

平成14年8月31日に、地元地権者・役員方にも、私は地元という立場でこの提案をした経過もございます。私は可能か否かは法の定め、がしかし、時代は大きく変遷してございます。先ほど申し上げたとおりでございますが、この時期時代、農業特区制度か何か、

果たしてこの制度が運用できるかどうかは、私は勉強不足で何とも申し上げられませんが、この農業特区制度等々の運用でこの線引き変更はできないものか。現実の話として、提案申し上げる次第でございますが、この辺につきまして、町長にもう一度、町長は県も然り、がしかし、国サイドとも大変太い動脈をお持ちかと思っておりますので、どうぞひとつ町長の政治力で地権者と相談の上ですが、私個人の提案でございますけれども、時代の移り変わりを踏まえた上での整備をしていただくことを、私は改めてお願い申し上げます。

以上です。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 実はこの地域につきましては、選挙中にも何回となくあそこを車で行き来しておりました。そして、農道等の実情、田んぼ等にアクセスする道路関係等についてもよく知ることができました。それを思いますと、本当にあの地域は大変だというふうに思います。しかし片方では、都市計画の網がかかっている。そして、相続税等が発生した場合には、宅地並み課税がかかってくる。現状は田んぼであり、道路もない。しかし片方は、矢瀬公園から道路が入っている。実は、「さあ、これはどうするのだ」というふうに私は思いました。今でも思っております。どのようにあの地域をうまく事業展開していくのが一番いいのか、本当に悩むところです。

そして、月夜野中学校から前にすばらしい道路ができて、国道17号線にぶつかり、それが矢瀬のこの地帯に道路が行くわけですけれども、さあ、この道路はどのようにつくっていけばいいのか、ない頭をいろいろとめぐらせてみました。しかし、道路関係等については、何とかできるだろうというような1つのアドバイスも得まして、実はほっとしているわけでございますけれども、あそこの田んぼのあの地帯、今こういうふうにした方が一番いいだろうということは、なかなか出ません。それだけに、都市計画課をつくり、都市計画事業の中でこの地域をどのようにしていくのが一番よろしいのか、やはり考えるしかないのではないか。

例えば、特区の話がありますけれども、特区申請ができたとして、あそこを要するに都市計画事業から外して、農用地整備ができるようにできないかという1つのことをやってみても、そうだとしたら矢瀬から中学校からのあの道路はではどうするのだろう。当然、当時は一体性をもってこの事業に取り組んできたのだと私は思うのです。したがって、この事業等については、いよいよ1月1日から都市計画課がスタートしますから、都市計画課を中心として十分に検討をして、町民の方の財産を守る意味からも、よりよい方向で事業が展開できるように努力していきたいというように考えております。しかしもう十何年

前に、都市計画地域として指定し、都市計画税を取っているだけに、いくら特区で行っても、簡単にそれを農用地で整備できるようには、なかなかそれは大変であろうということは私自身も思っております。ともあれ、ダメと決めればそこで終わってしまうわけですから、やはり町民のための幸せにつながるような方向で今後も検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（増田宗利君） 倉澤長男君。

（39番 倉澤長男君登壇）

39番（倉澤長男君） 先ほどちょっと提案させていただいたと思うのですが、私は平成5～6年の古い数字的なことを申し上げたので、今日これからこの地域を仮に整備するとしたときに、私の想定では、私は先ほど16億円と申し上げましたが、大変古い平成5～6年の話ですので、この数字では到底できないかと思うのですが、建設課長にお伺いします。概略で結構です。この地を整備するとすれば、これからどのくらいの総事業費がかかるのでしょうか。

議長（増田宗利君） 建設課長。

（建設課長 鈴木初夫君登壇）

建設課長（鈴木初夫君） 先ほど倉澤議員の言われた平成5年当時だと思うのですが、その当時は16億円ぐらいの概算の金額でございます。その後、何度か見直しは図ってきたわけですが、平成14年に試算したところ、約22億円という試算が出ております。この関係につきましては、現地の方に堤防がありまして、そこは霞堤と言いまして、堤防の一部が切れているわけなのですけれども、そういうものを土木事務所等に委託するような話がありました。それから対岸の上越クリスタル側も同じく霞堤がありますので、現地の堤防を上げた場合、反対の方にも影響が出るということで、そういうところのいろいろのことが入って約22億円。それと、ここにはまだ試算されていませんが、利根商につきましても、当時、月夜野町は1つの町村でしたが、利根商につきましては、組合立になっておりますので、今度は水上・新治が一緒になったことで多少金額については上がるものではないかと思っております。そういうことで、平成14年当時は約22億円という数字が出ております。

以上です。

議長（増田宗利君） 倉澤長男君。

（39番 倉澤長男君登壇）

39番（倉澤長男君） これからこの地を区画整備すると総事業費22億円はかかる。私も22億円以上だろうと思っておりましたが、実感として22億円という数字はこれからの事業と

すればやむなし、このぐらいの大きなお金がかかるのだと思います。

そこで、私は再度町長に、できない相談であるかもしれませんが、もう一度提案させていただきたいのですが、例えばの話ですが、用途地域から農振地域に変更できたとき、基盤整備事業なら事業費の90%以上が補助金として成立すると思うのです。しかし、用途区域、宅地造成となると助成金は大変少額かと思います。数字的なことは控えますが、この地域はしかも利根川の伏河川敷なのです。私は地元で若干、地質もわかっていますが、現地の水田は10～15cm下がるともう砂利積なのです。川原なのです。ひどいのです。ひどいと言ってはひどいのですが、10cm下の砂利は今日では貴重な資源だと私は思うのです。

この砂利資源を最大に有効に農業サイドなら活用できる。区画整理ならもちろん利用はできません。建設省が許さないと思います。がしかし、農林事業であるならば、県知事の許認可で、地下10mまでは許認可がいただける。もちろん、これは月夜野町長が事業していただくことではない。民間の話でございますが、聞くところによると、業者は、許可は10mしかとらないけれども、1回のユンボで6m掘れる。12m以上掘削するという事も聞いておりますが、それはともかく、この地下資源、実はこの道のある有識者に試算をさせていただいたことがあるので、参考の参考でちょっとお話をさせていただきます。

砂利1m³当り4,000円。ただし、砂利代金が50%、運賃採掘費が50%だそうでございます。しかし、1,000m²、10m掘削しますと1万m³。安く換算しても1,000m²当たり1,000万円、これは決して不可能な採掘、碎石価値ではないようです。こんなお話も聞いてございますが、仮に23ヘクタール、10m採掘したとすれば、大変大きな数字が試算できるわけでございます。30%の減歩を見まして15.4ヘクタールに平等に配当すると仮定したとき、10アール当り1,000m²、1,493万5,065円というような数字も現実に出るようでございます。

私はこんなこともあえて申し上げるわけでございますが、これは対岸、下牧側ですが、下牧のベイシアの店舗、あの地は立派な宅地ですが、平成3年度に農業振興地域水田基盤整備を実施いたしました。このときも、やはり地下砂利資源を採掘いたしました。土地の基盤は、時代変遷の中で、制度を立体的運用の中で、土地を有効活用することが資産価値を上げ、財産管理者としても最善かと思うわけでございます。昨今、首都圏を中心に、高層建築物の偽装設計等々で大きな社会問題になっておりますが、緊急に建てかえ等々の関係で、この骨材が大変大きな需要増大に直面しているようでございます。そんな時代背景を踏まえて、この地下資源を有効に換金し、そして基盤整備をし、一定の農業サイドの事業となると一定の制約・期限もあるかとは思いますが、やはり下牧はベイシア店舗の宅地のような、ああいう時代に即応した制度の立体的な運用こそ、財産管理者としてすばらし

い判断ではないか、私はこんなことも感ずる次第であります。

参考までに申し上げたのですが、鈴木町長ならばやろうと思えば必ずできると私は思います。鈴木町長のできないことは、くもの巣と蜂の巣だけだ。私はそんな期待も持っています。ぜひ、私個人の考えでございますが、参考までに申し上げました。この件は以上です。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） ただ今、倉澤議員からいろいろとご高説を賜りましたが、要するにこの都市計画事業を指定したのは、旧月夜野町です。そして今私は、新町みなかみ町の町民、みなかみ地区の町民の、そして月夜野地区の関係する皆さん方の財産を守ることだというふうに認識しております。そしてこれを活用して、それがこの地域の発展はもとより、新生みなかみ町の発展につながることを願っております。そういう考え方の中でこの都市計画事業、ただ今ご提案のありましたいろいろなこと等々につきましても、検討しながらこの事業を進めていきたいというように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（増田宗利君） 以上で倉澤長男議員の一般質問を終わります。

次に42番大坪進君。

（42番 大坪 進君登壇）

42番（大坪 進君） 議長よりお許しをいただきましたので、第1は小学校統合問題、そして2番目の問題として合併特例債について、順次質問をさせていただきます。

第1は、小学校統合問題についてであります。この問題については、これまでも旧新治村議会で再三取り上げてきた問題ですが、新生みなかみ町になった今日、改めて首長としての見解を問いたいと思ひます。町長は12月広報の就任あいさつの中で、「新治地域の小学校統合を実現し、さらには町内各小学校の教育環境の整備に取り組んでまいります。」と述べています。しかし、この問題はご承知のように、3,500人の統合反対署名をもって議会に請願が提出され、さきの町長選挙では、この問題が大きな争点として問われた問題であります。結果的には軍配は鈴木町長に上がりました。しかし、統合問題が鈴木村政の批判票として大きく作用したことは、選挙結果を見れば歴然としているのではないのでしょうか。いずれにしても、教育施設整備の問題は、合併して新町になった以上、みなかみ町全体の地域性を考慮した全体計画の中で、どのような配置が望ましいか検討することが優先されなければならないのではないのでしょうか。さらには、なぜ今小学校を統合しなければならないのか、その必要性を現場の教職員を含めた全ての地域住民が参加できる討論の場をつくり、住民合意のもとに行われてこそ、住民自治ではないのでしょうか。私は、新

治地域の小学校児童の保護者や新治議会の多数が、統合を望んでいることだけを理由にして統合計画を進めるべきではないと考えます。改めて統合計画の凍結についての町長、また教育長の見解を伺いたいと思います。

統合すべき理由の具体的な問題として、まず第1は、統合校舎の規模についてであります。町長は新治地域の子供の出生数予測を、平成17年は26人と述べております。小泉構造改革の中で、三位一体改革が進み、地域と都市との経済格差はますます拡大され、人口は都市へと流れ、賃金格差は広がり、社会保障の後退と少子化の進行が予測される中で、14億円を投資して12学級編制の統合校舎を建設する理由はないと考えます。計画は白紙に戻すべきではないでしょうか。町長並びに教育長の見解を求めます。

さらには、須川小学校、並びに猿ヶ京小学校を廃校にすることについてですが、須川小学校は、築後19年です。猿ヶ京小学校は14年です。児童数は須川小が平成17年4月現在で115人、猿ヶ京小は88人であり、利根沼田管内の小学校の児童数と比較しても、廃校にする理由はないと考えます。なぜ、廃校にすることが望ましいと決断されたのか、見解を伺います。

第3は、少人数学級の問題から統合が進められていることについてであります。統合推進の皆さんの意見として、小規模校では野球ができない、異性のバランスが偏り子供の健全な発達に懸念がある、切磋・磨、競争する環境が生まれにくい等の声があります。しかし、小規模校には他では味わえない絶対的なよさがあり、地域に密着した公共施設として地域の活力となっている現実や、行き届いた教育を目指す上で少人数学級は原点であります。さらには、競争心やストレスに耐えられる生きる力を養う問題ですが、私は、幼児期は過度の競争原理やストレスを与えることについては否定論者であります。今日の日本の治安の現状を考えた場合、さまざまな社会的ストレスが犯罪を呼び起こしていると考えざるを得ないというのが実態ではないでしょうか。

第4として、統廃合の最大の目的は、職員の削減ではないでしょうか。子供のため、子供の保護者のためなどと、統合理由の1番目に掲げてありますが、統合の第1の目的は、教育現場のリストラであります。ちなみに、同規模校と比較すれば、その実態が歴然とします。沼田東小学校の児童数は420人で、職員は25人です。職員1人当たりの児童数は16.8人です。沼田小は児童数が505人おります。そして、職員が26人で、職員1人当たりの児童数は19.42人になります。仮に、新巻・須川・猿ヶ京が統合した場合の児童数の合計は、409人、職員は38人、職員1人当りは10.67人ということは、統合になれば教職員の数は削減され、子供1人への教職員のかかわりは手薄になることは明らかです。さらには、基準財政規模需要額が削減され、地方交付税の削減の対象となり、教育予算への影響も大であります。

以上のことから総合して、新治地域の小学校の統合計画は、こうしたさまざまな問題があり、今後十分時間をかけて住民合意を得る中で対応すべき問題であると考えます。町長並びに教育長の英断を期待いたしまして、次の質問に入ります。

第2の質問は、合併特例債についてであります。町長は12月広報の中で、「町村合併は地方分権の時代を創造する幕開けであり、これを地域産業の再構築につなげなければならない。月夜野に計画している都市計画には早く着手し、JR前の再開発、加えてまちづくり交付金事業は、水上温泉の再開発を促す事業であり、一刻も早く構想を固め推進をする。」と述べています。一方、福祉・社会保障については、日本人の中に民主主義をはき違えて扶助のみに偏る傾向がある。自助・互助の精神が必要として憲法25条の国や行政の社会保障や福祉の向上のため、行政としての努力義務を否定する向きの発言があります。さらには、町長はあらゆる場面で、「合併は千載一遇のチャンス」として、特例債の有効活用を説いております。

みなかみ町の合併特例債は、128億円と言われております。そこで、第1の質問は、合併特例債が切れた後の町の財政規模はどのような規模が予想されるのか。さらには、全額特例債を使った場合、特例期限後の公債費比率の推移はどのように変化するのかであります。私の推測では、現在の財政規模の70%以下になると考えられます。もし、その推測が当たっているとすれば、特例期限後の財政は公債費比率30%を超え、財政破綻が待ち受けていることとなります。したがって、効果の上がらない開発型の公共事業は最大限抑制し、かけがえのない豊かな自然と風土を生かしたソフト事業に重点をおいた行政運営をすべきであります。さらには、既存の公共施設や民間施設の有効活用を図り、自治機能を拡充して、活力のあるまちづくりによる財政再建を求めるものであります。以上の2点について村長の見解を求めて、第1回目の質問を終わります。

議 長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 大坪議員のご質問にお答えいたします。

新治地区の小学校の統合について、凍結すべきであるという話から質問に入られたわけでありまして、凍結することはできません。この問題については、大坪議員とはもう何回も旧新治村議会におきまして意見交換等をした経緯があります。しかし、みなかみ町議会になりまして本日が初めてでございますので、今までの経過等について概略なりをお話させていただきたいというふうに思います。

私は新治村長選の初陣に当たりまして、教育環境の整備を公約の1つに挙げました。したがって、村長に就任すると同時に、精力的かつ計画的に取り組みまして、猿ヶ京小学校改築、新治中学校大規模改造、入須川小学校体育館新築工事など順次実施してまいりまし

た。そして、平成10年には入須川小学校改築の計画を出したわけですが、予想以上に少子化が進む実態を知りまして、これを延期しました。また、平成11年には新巻小学校の耐震調査を行い、改築の内容を把握しましたが、私は教育委員会に、「少子化が進む中で耐震改築をすると、さらに少子化が進んだときに、無理やり他の小学校を新巻小学校に統合することになってしまう。これでは余りにも場当たりのだし、よい結果が出るとは思わないので、この機会に村内小学校の統合について検討してほしい」ということで、教育委員会にお話をしたわけでありまして、そして、教育委員会では、教育委員会内部で2年間にわたりまして協議をし、平成14年度には教育委員会が中心となりまして、小学校統合検討委員会を設立されました。そして、少子化による人間関係の希薄化と登下校の安全管理、さらには核家族化が進む中で、食育の重要性等について検討されまして、時代の要請にこたえた教育施設のあり方をまとめられました。そして、保育所・幼稚園・小学校のPTA役員、保護者、村内地区説明会、村議会議員全員協議会等において説明されるなど、精力的に活躍いただいたわけでございます。

そして、結論といたしましては、昨年3月に小学校統合はやむを得ないだろうという答申が出されました。そこで私は、昨年6月にこの答申を受けまして、小学校統合計画推進委員会をお願いしました。これは教育委員会・村議会代表・小学校PTA役員代表・各行政区代表・学識経験者からなる42名の皆さんに、新治村立小学校統合検討委員会にご就任をいただきまして、小学校の統合はどこにするのがよいか、いろいろご検討をいただきました。結果といたしまして、今年3月23日に統合小学校は新築で新巻小学校とし、須川小学校は幼児教育施設として活用されたい旨の答申をいただきました。さらには、猿ヶ京小学校につきましては、自治体交流や生涯学習等の施設として活用することが考えられますけれども、大切な社会資本でありますので、関係する皆さんと十分に協議しながらその方向を決めていきたいというふうにも考えてもおります。

建設委員会におきましては、この設置場所を決め、さらにはどのような学校にすべきかということについても引き続き検討を願いまして、昨年から15回にわたりまして検討に検討を重ねまして、その場所とさらには小学校建設に当たりましての校舎の施設内容についてまでご検討願いまして、その結果を11月29日に答申としていただいたところであります。この内容につきましては、先ほど来からお話が出ておりますように、15日の全員協議会におきまして10時から説明させていただきますので、お聞き取りをいただき、またいろいろと貴重なご意見等をいただければありがたいと思う次第であります。その間、3校存続を押しべしとする三千数百名の皆さん方の請願があり、これを議会が採択とし、さらには保護者から早期に統合してほしいという請願も出されまして、この請願につきましても6月定例会におきましてこれを採択とし、そして今日に至っているわけでありまして。

保護者の皆さんともよく協議もし、そして建設委員会の皆さん方、議会の皆さん方、まさに小学校統合ということは大きな問題であるだけに、あらゆる場で検討もし、意見交換もしていただきまして、今日に至っております。

私自身におきまして、この答申を受けまして小学校の学区の説明会を行いました。5月17・18・19日におきまして行ったわけでございますけれども、その折にはいろいろな皆さん方からもご意見をいただきました。3小学校存続署名を無視するのか、子供が少なくなれば複式学級でもよい、父兄が統合するまですべきではない、少子化はわかるが段階的に統合すべきである、小学校は徒歩通学が当然であり、スクールバス通学では子供の自由度が奪われるなどの意見もありました。さらには、直接の当事者、いわゆるPTAの皆さん方はよく話し合っ、子供の立場に立った結論を出してほしいという建設的なご意見もいただいたところでございます。

このように議会におきましては、反対・賛成の意見がある中で、両者とも十分に協議を重ねて建設促進の請願についても採択されているわけでございます。私はこれを真摯に受け止めまして、学校統合に進みたいという一つの決意を新たにして、この問題に精力的に取り組んできた次第であります。そういう経過がありますけれども、特に財政という問題もあるわけであります。3校存続をしますと、やはり新巻小学校の耐震の問題、新巻小学校・猿ヶ京小学校の体育館の改築、そしてまた須川小学校のプール等々を考えますと、これらをしなければなりません。そうしますと、やはり9億円以上の一般財源が必要になるわけであります。しかし、この統合ができるならば、一般財源も5億円余りで済むという数字も当時は出ておりまして、新治村にあってもまた新町みなかみ町にあっても、やはり多額な一般財源はできないわけでございますので、最小の支出で最大の効果を考えたときには統合ということが最善の策であろうし、これから少子化という問題が進まないとするならば良しとしますけれども、残念ながら昨年の出生状況が40人です。その前が39人、そしてまたその前が40人。先ほど、大坪議員も言われておりましたように、今年が現在までの出生状況、そして母子手帳交付状況からみますと、27人という一つの状況に今あるわけであります。やはり、少子化を考えたときに、この27人の子供さんを3つの学校で割り振って教育をしても、私は教育効果は上がらないだろうと思えますし、保護者の皆さん方もそういう実態を把握する中で、何とか統合してほしいということで今日に来ているわけでございます。したがって、大坪議員は当初からこの問題については反対でありますけれども、議員が言われるように、私は凍結をする考えは持っておりませんので、再度申し上げるところでございます。

それから、学校関係の各項目等につきましては、教育長の方から答弁をお願いしたいと思います。合併特例債についてご説明を申し上げます。

まず、合併特例債の切れた後の財政規模はどのような予測か、またその場合の公債費比率はどのように変化するかというご質問であります。大坪議員のおっしゃる合併特例債とは地方交付税の算定特例と思われませんが、この制度は地方交付税の算定において、旧3町村が合併しなかったものとして算定される合併算定外制度でありまして、期間は合併後10年間で、その後は5年間で段階的に縮減し、15年経過後は、みなかみ町として地方交付税が一本算定されることとなります。現在の地方交付税の算定においては、小規模町村に段階補正が手厚く措置されており、人口規模が大きくなるほど人口1人当たりの基準財政需要額が減少し、合併すると地方交付税が減額されると言われております。このため、この不利益が生じないようこの特例措置がされているものであります。このようなことから、特例期間が終了する15年経過後は、財政規模そのものも減少しますので、ごみ処理業務の行政需要や広大な行政面積等の特殊要因を考慮しても、100億円以下になるのではないかと予測いたしております。

一方、公債費比率であります。元利償還金に対して交付税措置のある起債の活用を考えれば、起債制限比率を目安にすることが適当であると考えますので、その起債制限比率について申し上げてみたいと思います。平成16年度単年度の起債制限比率は、衛生施設組合を含めて試算しますと約16%になります。新町まちづくり計画では、合併特例債の発行限度額125億8,000万円を含め、合併後の10年間で約229億円を発行するものとして財政計画を策定しております。計画における平成26年度の公債費は、17億5,000万円で、この時点での起債制限比率は現在と同じレベルの16%から17%になるものと予測しております。また、特例期間が終了する平成27年以降については、財政規模が徐々に縮小することが予測されますが、過去に借り入れた地方債の償還が終了することや、合併特例債が発行できないこともあり、財政規模の縮小とほぼ比例して公債費の減額傾向が続く、許容範囲内の起債制限比率を保つことができると見込んでおります。しかしながら、これらの推計は、現在の地方交付税が維持されるということの大前提にしておりまして、三位一体改革の動向次第では、地方交付税の大幅な削減も危惧されることから、合併特例債の活用においては、地方財政制度の動向を慎重に見極め、柔軟に対応していくことが肝要であると考えております。

次に、箱もの行政を排除してソフト事業中心の財政計画に転換し、既存施設の有効活用と自治機能を拡充してまちづくりをというご質問ですが、私は今まで3町村が取り組んできたまちづくり・むらづくりが、箱ものありきで施設整備をしてきたとは思っておりません。今まで整備されてきた施設は、教育や福祉、また文化振興や地域コミュニティ、そして産業振興の活動にとって必要な施設であり、それぞれの町村議会において計画や予算について承認をいただく中で整備をしてきたものであります。このことは、今後のまちづく

りにとっても何ら変わることはありません。合併が成立し、新みなかみ町が誕生した現在、今まで整備してきた施設は町の大きな財産であり、町民の方々のさまざまな活動によって大きなプラス要因であると思います。

新町まちづくり計画に掲げられております施設整備には、教育施設をはじめとして多目的の交流施設や市街地活性化施設などがありますが、新町の財政は極めて厳しく、既存施設の有効利用を図ることはもちろん、施設の必要性・維持管理の財源見通し、また民間活力の導入等を整備手法も含め、総合的に検討しなければならないと考えております。そうした検討につきましては、町民参加のもとに実施していきたいと考えております。

以上です。

議長（増田宗利君） 教育長。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） お答えいたします。総論については、町長のお考えのとおりでありますから、私の場合には通告書の4・5についてお答えをしたいと思います。4つに分けてお答えします。

1つは、幼児期の過度の競争やストレスは子供の成長の障害になるということですがけれども、幼児期というのはいろいろ考えがありますけれども、小学校・中学校も入れて考えていきたいと思えます。競争とかストレスが必ず成長の障害になるということは考えていません。適度のストレス・適度の障害というのは、それをはねのけて成長になるわけです。それからストレスも、こういう精神活動の話は難しいと思うのですが、ストレスはなくてもストレスになりますから、私はそういう経験があります。全くストレスがないと、そうなることがストレスになる、そういうことはあるのですね。経験がある方もあると思えますけれども、そういうものですから、はかることは非常に難しいですが、今は問題は過度であるかどうかということですが、過度という判断はより難しいということが1つあります。それからもう1つ、学校においてはやはり教師の力というのは非常にあるわけで、例えば教科指導においても学級経営においても、その教師の指導の仕方、例えば学級経営などもそうですけれども、ストレスになるかならないかは違うわけですから、そういうことで小規模校であるからストレスが少なく、大規模校であるからストレスが多いという理論はないと思うのです。そういうことを考えます。

2番目、小規模・少人数学級こそ行き届いた教育が推進できる最高の環境であるということですが、これもそういうふうには言い切れません。これもやはりケース・バイ・ケースで考えられると思うのですが、特に小規模の場合には、複式指導というものがありますから、ここに議員で神保先生がいらっしゃいますけれども、経験があると思うのですが、私も複式の経験があります。やはり大変ですし、大変な思い

をする割に効果が薄いと言いますか、成績が上がらないという苦勞があります。ですから、そういうことを将来を考えて町長もこういう考えを持っておられるのではないかというふうに私は思っております。そういうことであります。

それから、小規模校の運営も大変なのですね。小規模校でも不登校もありますし、ストレスの多い子もいます、それは言えることだと思うのです。ですから、小規模校だからいいということはない。いい面もある。あるいは、やり方によっては大変いいということも言えるので非常に微妙なところであると思います。

それから3番目、学校統合は現場のリストラという考えですけれども、現在の学校教育は、義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律という、いわゆる義務標準法と言っていますけれども、そういうものによって教員が適正に配置されるようになっています。ですから、統合して即リストラということはちょっとよく理解できないのですけれども、ただ、県でも国でも今半々に出しているわけですから、これは変わりますけれども、国が給料の半分、県が半分という財政措置になっているわけですから、そういう面で町で考えれば、リストラとか何とかという問題にはならない。全国的に考えると、そういうことが言えるかもしれませんが、私はそういうふうに考えております。一般企業で言うリストラというようなことは若干違うのではないかという考えを持っております。

それから最後に、教職員の意見を尊重ということがありますけれども、ちょっと今の資料で大坪議員のは違っているのではと思うのですけれども、もう年度末人事が始まっていますから、正式なデータで来年度の新治の小学校全部の試算がありますので申し上げます。1年生59人で2学級、2年生66人で2学級、3年生56人で2学級、4年が一番多くて72人で2学級、5年生が69人で2学級、6年生が64人で2学級で計390人です。決して大規模校ではありません。中規模校というところでしょうか。ですから、490人という数字がどこから出たのかわかりませんが、来年度はそういう試算をすれば390人です。ですから、教職員がみんな反対するということはないと思います。かえって適正規模でいい教育ができるというふうに考えると思います。

以上であります。

議長（増田宗利君） 大坪進君。

（42番 大坪 進君登壇）

42番（大坪 進君） それではまず、町長に伺いたいのですが、今進められている統合校舎は、12学級の規模というふうに伺っているわけですが、先ほどもお認めになったように、平成17年度の出生状況が27人ということですが、その前でも40人とか30何人とかという数字、これは1学級で間に合う数字ですね。そういう状況の中であえて統合校舎をつくるというのは、全くむだ遣いになるのではないか。須川小学校はまだ築19年、この間

総務の皆さんが視察されて、私は立ち会っていないのですけれども、校長先生は「何も言うことはありません。このままで結構です。」というお話をされた。須川小は6クラス編制です。それで、猿ヶ京小も6クラス編制でまだ築後14年。そこで、またここに12学級クラスの統合校舎をつくる。子供は先々1クラスで間に合うような状況しか生まれえない。そうすると、半分は空家になってしまうのではないかと思うのです。これは全くむだとはお考えにならないですか、お尋ねします。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） では逆に質問をしますけれども、大坪議員、27人を3つに分けてどういう教育ができるのですか。それと同時に、何回も何回もあなたに言っていますけれども、要するに3校を残す場合等については、耐震の問題がありますよね。新巻小学校の耐震の問題、体育館の問題、それで須川小学校のプールの問題、猿ヶ京小学校の体育館の問題もありますよね。これらを改築しますと一般財源が9億円かかるのですよ。27人のために9億円かけて、言うならば統合すれば5億円でしょう。4億円むだにかけてどうしてそういう効果が出るのですか。そういうふうになるのですか。逆に聞きたいです。

議長（増田宗利君） 42番大坪進君に申し上げます。発言時間は既に40分となりましたので、会議規則第56条の規定により発言は許しません。

（42番 大坪 進君登壇）

42番（大坪 進君） 答えさせてください。私はまだ答えていないではないですか。

議長（増田宗利君） 全員協議会もあります。

町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 私が今まで答弁してまいりましたことを振り返っていただければ、よくよく大坪議員にはご理解いただけたと思います。答弁にかえます。

議長（増田宗利君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ明日順次、再開したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこれにて終了することにいたしました。

明日は午前10時より一般質問を再開いたします。

散 会

議 長（増田宗利君） 本日はこれにて散会いたします。

午後4時55分散会